

地域社会学会会報

No.179 2013.6.10

地域社会学会事務局 Office of Japan Association of Regional and Community Studies
〒700-8530 岡山市北区津島中 3-1-1 岡山大学大学院社会文化科学研究科 藤井和佐研究室
TEL&FAX 086-251-8451(直) 郵便振替 地域社会学会 00970-2-328340
E-mail jarcs.office@gmail.com URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

目次

1. 地域社会学会第 38 回大会報告
 - 1-1 自由報告部会 1-1 印象記 田中里美 (都留文科大学)
 - 1-2 自由報告部会 1-2 印象記 築山秀夫 (長野県短期大学)
 - 1-3 自由報告部会 2-1 印象記 熊田俊郎 (駿河台大学)
 - 1-4 自由報告部会 2-2 印象記 田中志敬 (福井大学)
 - 1-5 自由報告部会 3-1 印象記 魯ゼウオン (天理大学)
 - 1-6 自由報告部会 3-2 印象記 二階堂裕子 (ノートルダム清心女子大学)
 - 1-7 自由報告部会 4-1 印象記 新藤 慶 (群馬大学)
 - 1-8 自由報告部会 4-2 印象記 加藤泰子 (同志社大学)
 - 1-9 シンポジウム 報告 浦野正樹 (早稲田大学)
 - 1-10 シンポジウム 報告 高木竜輔 (いわき明星大学)
 - 1-11 シンポジウム 報告 佐々木晶二 (内閣府)
 - 1-12 シンポジウム 印象記 柴田和子 (龍谷大学)
 - 1-13 シンポジウム 印象記 今井 照 (福島大学)
2. 理事会からの報告
3. 総会報告
4. 研究委員会からの報告
5. 編集委員会からの連絡
6. 国際交流委員会からの報告
7. 地域社会学会賞選考委員会からの報告
8. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会からの報告
9. 地域社会学会第 38 回大会会計報告
10. 地域社会学会 2012 年度決算報告ならびに 2013 年度予算
11. 事務局からの連絡
12. 会員異動
13. 会員の研究成果情報(2013 年度・第 1 次分)
14. 理事会・委員会のお知らせ

2013 年度 第 1 回研究例会のご案内

日時 2013 年 6 月 29 日 (土) 14 時～17 時

会場 立教大学池袋キャンパス 10 号館 3 階 X305

※会場へのアクセスは会報最終頁をご参照ください。

報告

第 1 報告 吉野 英岐 (岩手県立大学)

「震災から 2 年後の復興の思想と現実をめぐって」

第 2 報告 田中 重好 (名古屋大学)

「防災対策のパラダイム転換」

1. 地域社会学会第 38 回大会報告

2013 年 5 月 11・12 日の両日、地域社会学会第 38 回大会が立命館大学朱雀キャンパスで開催されました。138 名が参加し、43 の自由報告による 8 つの部会、外部からの報告者を交えてのシンポジウム、それぞれの場で熱のこもった発表と議論が展開されました。懇親会には 67 名の参加がありました。また、総会においては、第 6 回地域社会学会賞の表彰式もとり行なわれました。大会の開催にあたり、準備や運営にご尽力いただきました立命館大学・中西典子大会実行委員長、院生・学生の皆様に、また会場提供のご協力をいただきました佛教大学・谷口浩司委員に、ここに記して篤く御礼申し上げます。

1-1 自由報告部会 1-1 印象記

田中里美（都留文科大学）

この部会では、日本、イタリア、中国、イギリスを対象とする 6 つの報告があった。

まず杉本久未子会員は沖縄を取り上げ、「日本に再包摂される沖縄社会—復帰前後のテレビ番組に見る基地・観光・日本」と題する報告を行った。

杉本氏は、政治経済的、文化的に異質性を有する地域が、日本というナショナルアイデンティティの中にどのように再統合されたのかを見るため、復帰前後の 1961 年から 1975 年までの間に NHK で放映された 25 本のテレビ番組を取り上げ、分析を加えた。番組は、戦争と基地、自然と文化、観光、さらに人物に焦点をあてたものの三種類に大きく分類される。杉本氏は、これらの番組の中から、特徴的な映像とナレーションを取り出し、以下の諸点を指摘した。基地については、住民の中に多様な利害があり、これらに対立していることを提示するに留める一方、亜熱帯の自然と遅れた産業は、今後の本土支援によって解消していくものと展望している。沖縄固有の文化についても、古き日本につながるものとして日本文化の中に積極的に再定義されている。一方で沖縄出身者の声として、本土の人びとの沖縄に関する無知や差別が取り上げられ、理解の必要が求められている。

この報告からは、基地についての番組での取り上げ方の特殊性が分かった。沖縄以外にある基地を取り上げた番組でも同様な構成なのか知りたいと思った。

次に能勢桂介会員が「『抑圧委譲』の果てのリーマンショック—日系ブラジル人と地域社会に突きつけたもの」と題し、長野県 X 地域（全国平均よりは外国人人口は多いが、外国人集住都市会議に参加する程高くない）での調査結果を報告した。日系ブラジル人は、グローバル企業以下、地域の下請け、ハケン会社と並ぶヒエラルキーの中で最下層に位置付けられる。加えて労働者としての権利保障の不十分さ、頻繁な失職、帰国と来日の繰り返しや全国規模での転職による社会関係資本の蓄積の困難といった理由から、地域社会から孤立し、貧困や社会的排除に直面しやすい。2008 年 9 月のリーマンショックにより、大量解雇、帰国者増大、残った者の長期困窮化が起こった。これに対して X 地域の企業、行政、市民活動者、一般市民が示した態度は、無責任、無関心であった。

フロアからは、教会の支援者の属性、日系ブラジル人の自営業の内容、県による救済措置の有無についての質問が出された。地域諸アクターの無関心という現状を確認した上で、地域の連帯をベースにした今後の地域研究を展望したかった能勢氏にとっては物足りなかったのではと思われた。

三番目の報告は、鈴木鉄忠会員による「ディアスポラの手による地域形成—イタリア東部国境地帯の越境文化活動を事例に」であった。鈴木氏は、世界では、グローバル化の進行の一方で、ルーツの希求が排他的な地域文化の構築に閉じる傾向があるとし、イタリア東部国境地帯のディアスポラの越境文化活動を例に、ルーツを求めることと開かれた地域形成が両立する可能性を求め、その条件を探索した。鈴木氏は、1982 年に設立され、スロヴェニア、クロアチア、イタリア、三民族のルーツを分かち合うイストリア人という地域アイデンティティの構築を目指すチルコロ・イストリア文化協会を取り上げ、これが進める「コンコルディアの公園」事業に注目した。そして、この事業は、食と伝統の再生により、地域形成だけでなく、ディアスポラ個々人のトラウマを伴う離散からの再形成へとつながっていると指摘した。

報告においては、事例に取り上げた団体、活動の内容の紹介は行われたが、ルーツの希求と開かれた地域形成が両立する条件については明快な提示がなかったように感じた。またこれとからめて、EU資金が先細りする中、これに頼らない活動の持続可能性について、具体的な見通しがほしかった。

第四報告は、福田友子会員による「在日ムスリム移民企業家による集積の問題」である。パキスタン人をはじめとする南アジア系移民企業家は、ロシア向け中古車貿易との関係で、1995年から2008年にかけて、販売拠点である日本海沿岸に集積し始めた。しかし、2009年以降、ロシア向けビジネスが激減したことにより大多数が撤退した。それでもなお日本海側に残った企業家について福田氏は、従来指摘されてきたビジネス環境、生活環境の他に、撤退後の行き場の無さと、移民コミュニティの制度的完成の及ぼす影響を指摘した。

今回の報告では、従来、特定の地域に集住することが少ないとされてきた在日ムスリム移民の分散と集積のメカニズムを明らかにすることが目的とされた。報告において移民企業家は「大多数が撤退」と表現され、数値による描写がされていなかった。報告の結論では、富山に残った人についてその理由が探索されているわけだが、その数によっては、結論の及ぶ範囲、重さも変わると思われる。正確な数を提示することは難しいにしても、やはり数値情報も知りたいと思った。

第五報告では、徐春陽会員が、「世界都市から創造都市へ―田子坊の再生が映し出す大都市・上海の変容」と題する報告を行った。スクラップアンドビルド型の都市再開発が進む上海の中心部において、中洋折衷の伝統的建築様式の住宅＝石庫門を活かした再開発が行われた地区が田子坊である。田子坊の成功の原因としては、都市内分権の推進（国有企業改革、単位制度の改革、街道への国有資産の管理権限の委譲）、所有権改革、とくに物権法の制定（2007年全人代成立）、上海の産業構造転換、創意産業振興戦略（サービス業への転換他）の諸点とともに、中心人物2人のアイデアとマネジメント力の組み合わせ、人々の間に広がっていた高層ビルが林立する上海への違和感が挙げられる。

徐氏は、田子坊が大都市上海のダイナミズムを示す拡大鏡であるとしたが、報告内では、田子坊に続き、上海の他地域で同様な動きが見られるのか（であれば徐氏の主張どおり、上海は創造都市としてダイナミックな変貌を遂げていると見うるだろう）それについても聞いてみたかった。

最後の報告は、清水洋行会員の「英国における『大きな社会』政策下のボランティア・セクターの対応―ロンドンのインナーエリアと郊外エリアでの事例調査から」であった。イギリスの保守党・自由民主党連立政権が打ち出した「大きな社会」政策の下で、ボランティア・セクターがどのように変化したか、ロンドン中心部および郊外の二つの地域で調査を行って明らかになったことが報告された。考察を通して明らかになったのは、ボランティア・セクターが、政策の決定・評価に参加するようになってきていること、中間支援組織、中規模団体が中間支援機能をより期待されるようになってきていること、ボランティア・セクターに分極化が進行していることなどである。

多くの視点、ヒアリング結果の提示があったが、新政権の大きな社会志向により、ボランティア・セクターの政策の決定、評価への参加が進んだことがよく分かった。

この部会では、調査地に関する情報の提示が簡略化される報告も多く、報告後の質問時間も、事実確認に関する質問で時間が尽きることも多かった。今回、あらためて振り返ることで、それぞれの報告内容への理解が深まった。感謝して稿を閉じる。

1-2 自由報告部会 1-2 印象記

築山秀夫（長野県短期大学）

本部会は、「まちづくり・市民活動」と題され、5本の報告がなされた。其々の報告内容を紹介するとともに、議論された内容と、印象を述べさせて頂きたい。

第一報告は、古平浩氏（追手門学院大学）による「地域資源の地域ブランド化における一考察―長野県千曲市における事例から―」であった。

地域ブランド政策は、2006年4月の「地域団体商標制度」が契機となる。90年代以降のグローバル化の進展における製造業の海外移転、小泉行政改革における公共事業抑制による建設業の衰退等により、農業の6次産業化・ブランド化が地域で求められるようになった。一方で、

市町村合併を経て、地域アイデンティティのゆらぎを経験した地域の一体感を醸成しようとする意図も働いた。各省庁の支援制度がそれを促進した。調査対象の千曲市は、2003年に1市2町の合併により誕生した。信州千曲ブランドは、市の農林業・工業・商業・観光業分野を横断した「千曲ブランド戦略」として『千曲市産業振興ビジョン』（2008年3月）に位置づけられ、翌年7月に推進協議会が立ち上げられ、認定制度が創設、現在120品目が認定されている。結論として、千曲市は、その歴史に裏付けられた杏をアンブレラとしてブランド化していくことが必要であると提案された。「『信州千曲ブランド』の現状についてレポートすること」が本報告の目的であった。地域ブランドは、マーケティング分野を中心に進められてきたが、地域社会学が対象とするのであれば、地域のブランディング・プロセスにおける多様なアクターによる社会関係について、お聞きしたいと思われた。

第二報告は、秋山幸子氏（愛知県立大学）による「超・高速文明の地域問題－中央新幹線建設計画をめぐって－」であった。

リニア中央新幹線の整備計画が国交省大臣決定をみたのは、2011年5月26日、3.11以降の対応で日本が大きく揺れていた時期である。その5カ月後、その大深度地下を通る愛知県春日井市で、市民により「リニア新幹線を考える会」が発足した。本報告は、当該事業の概要と問題点を整理し、当該市民団体と事業者との話し合いの議事録をもとに、超・高速文明がもたらす「非知のリスク」（U・ベック）を巡る討論の中で立ちあがる「科学的合理性と社会的合理性の対立」を描出し、科学技術に対する市民の不安を可視化し、今後、社会学が取り組む課題を明らかにするという目的を持つ。経済面、環境面、科学技術面の三つの次元で、それぞれのリスクが説明され、特に、磁界という非知のリスクについて、議事録をもとに整理された。フロアから、多様な市民のうち、ある市民団体のみを取り扱うことに関する質問があった。すると、秋山氏自身が立ち上げた団体であるという。現在は、代表という立場にはおられないというが、報告段階で、その経緯について話されていた方が分かりやすかっただろう。また、分析枠組みとして、U・ベックの「非知のリスク」・「リスクの政治化」という概念を用いて分析するとされたが、報告者も今後の課題とされたように、中央新幹線をめぐるサブ政治についてや地域政治の問題として捉える事が重要であろう。

第三報告は、山本薫子氏（首都大学東京）による「都市インナーエリアにおけるアートプロジェクトの展開と地域社会への関与：横浜市を事例に」であった。

近年、アート・プロジェクトが日本各地で行われている。現代アートの既存施設以外での展示・パフォーマンスへの志向、アートを取り入れた地域再生・地域活性化への期待、ハードからソフトへの補助金の構造転換等が背景にある。本報告では、かつて寄せ場として発達し、労働者の街から現在は高齢化し、生活保護受給者が増加している、言わば福祉の街である「寿町」地区と、成功事例として知られている、かつて「青線街」であり、2005年に大規模なクリアランスがされた「黄金町」地区という、横浜市の二つの地域を比較しながら議論された。前者には、2008年に寿オルタナティブネットワークが組織され、後者には2009年にNPO黄金町エリアマネジメントセンターが発足、ともに助成金で賄い、公務員やプロが関わる等専門性は高い。後者は、アートを手段として地域再生を目指しているが、前者は、アート自体が寿町という場所でどのように創造されるのかという実験であり、地域再生は後からついてきている。どちらも、ある空間にアートという触媒を入れることで単純に化学反応が起きたわけではなく、その地域にあった既存団体の地域活動の蓄積と各セクターを繋ぐアーティストや建築家の存在が創り出すマイクロな社会関係によって成立している。両者の差異を図式的にとらえることで、それぞれの輪郭がシャープになるかと思われたが、今回は、其々の状況が細かにスケッチされることに重きが置かれた。

第四報告は、坂口毅氏（中央大学大学院）による「『コミュニティ』の創発性への活動アプローチ－新宿大久保地域における市民団体を事例として－」であった。

本報告の目的は、コミュニティ研究の方法論を提示することにある。現在、コミュニティ研究の焦点は、流動性や異質性、創発性にあり、その場合、コミュニティ概念は、所与の実体ではなく、生成途上のものとして、流動化・再構造化する過程自体を問われる必要がある。従来のコミュニティ調査は、領域や組織・集団の成員が予め確定され、流動性や異質性を把握することが困

難であった。そこで、坂口氏は、多様な担い手が織りなす「集合的な出来事」を探る活動アプローチを提案する。活動アプローチの戦略は、名目上の制度・組織の連関を捉えるのではなく、実際の出来事において、その活動を支える担い手を、時空間を限定し、一つのプロセス毎のユニットで分析することにある。そして、このようなアプローチの実践として、坂口氏が参与観察されている新宿大久保地域における市民団体「共住懇」の分析がなされた。司会の玉野氏が、従来も集合的な出来事を社会調査するには、組織や制度に還元することをせず、活動自体を対象とした。問題は、そのように分析した結果を制度・集団・組織から説明するか否かではないか。現在、コミュニティを捉えるならば、このようなアプローチが必要であるという提起として、本報告は捉えられるのではないかとまとめられた。

第五報告は、尾形精一氏（名古屋大学）による「再生可能エネルギーの事業の地域重要性－風力事業における「紛争」と「受容」－M県T市・G山の事例」であった。

固定価格買取制度が成立して以降、再生可能エネルギーが急速に増加し、市民共同発電方式やコミュニティ・ベースの事業展開もされ、例えば、町内会が小さなメガソーラーを持つ等している。当該エネルギーを巡っては、社会的・政治的・市場的受容性は高いが、地域受容性は高まっていない。尾形氏は、再生可能エネルギー、特に、風力発電への評価（肯定的－否定的）軸と態度（能動的－受動的）軸を設け、否定的な評価をし、能動的に反対運動をする人たちの特性や、反対運動をする地域特性を調査されている。英国では、風力に関して、86%の国民が好意的だが、立地地域の反対で75%の計画が中止されている。それは、開発プロセスにおける民主的手続きの欠如等への批判であると分析されている。今回の事例は、設置場所が軟弱地盤であるが、設置場所の入会地の管理主体である農業協同組合の理事を構成するのが地元町内会であることから、容易に地元同意がとれるという言わば不純な動機で立地が決められた。そのような経緯から、設置場所に隣接するもう一つの町内会には説明されず、頭越しの計画が進められた結果での反対であった。尾形氏は、地域社会の内発的な再生可能エネルギー事業が必要であるという立場を表明されている。フロアからは、風力発電それ自体への地元の反対についての質問が出たが、コミュニティ・エネルギーという風車が見える範囲での電力開発（陸上開発）は、英国における意識調査の圧倒的齟齬から分かるように、例えば地域景観が損なわれるという一点をとってみても、それ自体がNIMBYである可能性が高い。そのような課題があっても、英国では10%程度は計画が実施されているわけであり、むしろ、そのような受容をする地域におけるガバナンスを分析する必要があるのではないかと思われた。

今回の5つの報告は、コミュニティを市町村合併や国家の補助政策との関係でとらえる（第1報告）、3.11以降の日本社会のあり方との関係でとらえる（第2報告、第5報告）、集合行為というミクロな社会関係の集積として捉える（第3報告、第4報告）と、正に現在の地域社会が抱える社会的事実と切り込むものであった。

1-3 自由報告部会 2-1 印象記

熊田俊郎（駿河台大学）

第一報告は山下祐介、佐藤彰彦、山本薫子、高山竜輔の各氏による「原発避難者を取り巻く問題の構造(1)避難者調査の概要と課題」、第二報告は同じ共同報告者(名前順変更)による「原発避難者を取り巻く問題の構造(2)タウンミーティングの結果から」というもので、福島県富岡町からの避難者を対象としたものである。両報告は一体のものとして報告がなされた。第一報告では山下会員が登壇し、富岡町を取り上げるに至った経緯と調査の手法について概要の説明があった。富岡町避難者支援の端緒から、パネル調査を行って経時変化をとっていること、また町民団体が実施している「タウンミーティング」の裏方として運営を支援し、そのことが参与観察、アクションリサーチとなっていることが説明された。原発事故避難者は研究者一般への不信感あるいは反感をあらわにすることがあり、調査者としてよりも運営支援としてかかわることの利点を述べていた。第二報告は佐藤会員が登壇し、タウンミーティングの結果分析を中心に報告された。発災から時間が経過し、帰還が見込める地域が出てきたこと、様々な理由で帰れる人帰れない人が出てきたこと。こうした中で、個人レベルでは人生を貫けなくなった、家族レベルでは当たり前

の暮らしが剥奪された、コミュニティレベルでは人間関係の喪失、自治体レベルでは今は戻れない故郷、という観点からの発言がみられる。「ここに来れば富岡」という意識で人々が来るが、そこでは現在進められている「仮の町」への疑問がみられる。一時帰宅者の中には、故郷との決別のために帰宅する人もいるなど、帰宅が永住とは異なる動機によってなされるケースがあることも紹介された。賠償などを含む政策的対応によって今後変化が見込めること、人口推計で低位推計の場合には自治体の存続そのものが危ぶまれる水準になることなどが紹介されて、パネル調査を継続することが表明された。フロアの有末会員から、避難先(受入側)の対応について質問が、また中沢会員から震災対応の制度変革についての質問が出た。避難者と受入者の分断が解消に向かうのかどうかは政府の対応にもかかっており、今後「帰らない住民」が社会的に大きなテーマになるだろうというやり取りがあった。

第三報告は、齊藤康則氏の「福島県浜通り北部における支援活動の展開とその課題―被災者とよそ者のネットワークに注目して」であった。相馬地区も詳細に見れば地域性があり、その個性によって震災対応にどのような違いがみられたのかを扱ったものである。相馬市は元々閉鎖性がみられる地域だが大企業進出によってよそ者が入り始め旧来の名望家型指導者が高齢化する中で震災にあった。南相馬市は2006年に合併があり、避難区域が旧市町界で別れるなどの特殊事情があった。こうした差異が団体の法人化の程度や南相馬における団体の急増、さらに震災後「やむを得ず主体性」を發揮した30~40代の世代を中心に、自治体を超えたネットワークが発生していることが報告された。フロアの浦野会員から、ネットワーク形成について組織間関係や運動テーマの顕在化潜在化はどのような環境条件によって規定されるのかといった質問が出され議論がなされた。

第四報告は、川副早央里氏「原発避難をめぐる社会的分断―いわき市の事例から」である。原発事故避難者を受け入れているいわき市で避難者と受入住民軋轢を扱ったものである。原発地元の双葉郡から現在約23,000人がいわき市に避難してきているという。いわき市自体も震災被災地である。仮設住宅の車が傷つけられたり、また避難者を中傷する落書きがなされるなどの現象がみられる。当初の差別は、放射線被曝者に対するものだったが、現在避難者そのものに対するものに変化しているという。異質性が高まる状態の中で避難者-受入者の分断が進んでいるという。原発地元からの避難者が外車に乗っているなど原発受益者が可視化され、同じく震災被害を受けながら支援を得られない受入側との軋轢がある。フロアの有末会員から原発事故補償の実態や生活実態などについての質問があった。

以上4報告は東電福島原発事故災害に関するものなので、簡単に印象をまとめておきたい。研究報告についてのコメントは個人的経験に依存すべきではないのであるが、今回はお許しいただきたい。筆者(熊田)は福島県出身で、原発から80kmほどの故郷に今も住宅農地山林を所有している。故郷は放射線量が極めて低い地域であるが、高校時代をいわき市で過ごし、避難を余儀なくされた親類や強制避難の同級生もいる。こうした経験は原発事故後の避難などに詳しいことを意味しない。関係が近ければかえって聞けない、言わないこともあり、日常的に話題になることも少ない。むしろ「風化」「無関心」とされる実態をある程度知っているのかもしれない。

まず原発事故は現在進行中のものであり、いずれの報告も途中経過の報告にならざるを得ない。事態の急変がない限り、この強制された生活構造ともいべきものが常態化してゆくことは避けられない。その上での感想である。まず避難の実態は個人の属性によってさまざまである。資源の量と言い換えてもよいかもしれない。経済力はもちろんであるが頼れる知人も資源である。避難所から仮設住宅という生活を回避することのできる人たちがいる。社会学は属性集団の差異に目を向けた研究をすることで成果を上げてきた。調査対象となりにくい人たちの研究が今後どこかでなされる必要があると思う。それは事故によって顕在化した被災者内部の分断を扱うことにもなるであろう。

避難者と受入者の分断という話は興味深かった。市役所の落書きや車に対するいたずらはNHKの全国ニュースでも報じられ、軋轢の象徴のように扱われる。しかし筆者が知る限り犯人は捕まっていないはずである。むしろ「避難者はパチンコに入り浸っている」という言説のほうが重要である。全避難者がそう行動しているわけではないのにこのような言説が広くいきわたっている。

かつて常磐炭鉱が盛んであったころ、炭住では会社持ちだから水道を出しっぱなしにする、など生活習慣を非難する言説があった。地元出身の炭鉱労働者は少なく、またセグリゲートされた居住空間に暮らしていた。炭住が閉鎖されるとそのような「差別」もなくなった。災害が長期化し、セグリゲーションが解消すると「差別」も解消されると思われる。政策的に妥当であるかどうかとは別次元の話である。

第5報告は、似田貝香門、三浦倫平両氏の「災害からの復旧・復興の『経済』economy 複合体—新たなモラル・エコノミーを求めてⅡ 復興グッズ被災地グッズとボランティア経済圏」である。似田貝氏が登壇され、持論である災害時経済、創造的復興論についてまとめ、岩手県における実践活動を説明したものである。復興過程で政府の財政出動など公的な経済と、人々の規範・原理に基づく広義の経済活動など重層的にさまざまな経済が並行する状態を災害時経済と呼び、人々の持つ原理や規範に基づく経済活動の例として復興グッズの製作販売を取り上げている。阪神淡路大震災時の「まけないぞう」の経験をもとに、東京大学被災地支援ネットワークが手掛けた岩手県における取組を紹介したものである。フロアの岩永会員から東大は官僚組織であって活動は行政活動と言えないのかという質問があった。

筆者が災害時経済の話をはじめて聞いたのは、岩手の三学会合同集会のシンポジウムである。「戦時経済」にヒントを得て災害時経済を構想するというのであった。たしか「まけないぞう」は17億の売り上げを得たという話であったと思う。一見高額に見えるが、十数年の累積額であり、大都市神戸の規模の経済にインパクトを与える額ではない。しかし関係する個人にとっては小さくない。被災地報道を見ていると、従来ローカルな商品であったものを積極的に売り込もうという動きがいくつか報じられている。これは従来のマーケットメカニズムと消費者の選好を前提に復興しようという活動である。似田貝氏が構想するのはこれとは異なり、一般の消費選好とは別に「連帯規範」などに基づく選好による経済を考えているようである。被災者の「生きがい」をめざすボランティア論でなく、経済の問題として提起したところが新しい。非マーケット的消費が継続的に一定規模を維持しうるのか興味を持たれるところである。

1-4 自由報告部会 2-2 印象記

田中志敬（福井大学）

自由報告部会 2-2 は、「住民組織と自治体政策」の部会として、院生、教員、行政職員を含めた5名の報告があった。第1報告の途中からの学会参加となったため、部分的ではあるが各報告の感想を述べたい。

第1報告の木田勇輔氏は、「流動化する都市政治と地域ガバナンス—名古屋市の地域委員会は何を明らかにしたか」をテーマに報告した。この報告では、河村たかし名古屋市長が地域委員会制度を導入した政治的意図を、市議会への牽制やその政治権力基盤の切り崩しにあると指摘する。つまり、既存の住民自治組織を自身の革新派に対する抵抗勢力として見なした上で、半数の委員を準公選制で選出できる新たな地域委員会を設けることで、既存の住民自治組織やそれを政治的基盤とする市議会とは別の住民分権を進めることを狙ったものである。これにより、従来潜在的であったアクター間のコンフリクトを可視化させる効果があったと指摘する。その一方で、地域委員会の組織的実態は、市長の政治的意図とは異なり、人的資源の基盤を従来の学区連合協議会に依存しており、結果として、既存の住民自治組織の活動基盤を強化することにつながっていることも指摘した。

この報告では、政治的意図と実態とのズレの指摘もさることながら、他都市でも行われているまちづくり協議会の等の結成も含めた住民分権の制度的機会が増える中での、自治基盤の根本的な課題を如実に表している点が興味深かった。つまり、住民主体の意思決定方法や参入機会の選択肢の多様化が担保される一方で、それ自体が新たな担い手の獲得にはあまりつながっていないという点が、地域社会の共通課題として感じた。

第2報告の菱山宏輔氏は「1960年代町内会の革新と包摂再編—東京都の防犯灯問題と『明るい町造り』を事例として」をテーマに報告した。この報告では、1960年代前後の町内会・自治会の評価として、保守的・寡頭制的圧力団体として見なす視点があったと指摘する。これに対し、

1960年代の東京都の防犯灯設置・管理問題をめぐる事例から、当時の町内会・自治会では防犯・防火協会との分立や防犯灯設置・管理費用の負担の是非等をめぐり議論が活発となった点を見出している。そして、その際に町内会・自治会の自己認識や位置づけの検討など自治的側面の萌芽も見られたと指摘し、保守的・寡頭制的圧力団体として見なす従来の視点の相対化を主張している。ただし、その後の展開としては、行政側の街路灯助成費という負担軽減措置や防犯灯設置・管理の目的を犯罪抑止から街を明るくする運動、オリンピックに向けた都市美化といった市民的合意を受けやすい社会的フレームを次々と付加することで、行政による町内会の包摂がなされていったと指摘している。

この報告では、町内会・自治会の自治的側面が萌芽した一方で、行政による社会的フレームによる包摂へと急展開した過程が大変興味深く感じた。察するに防犯灯問題で表出した住民自治課題は、事例でも紹介があったように、町内や校区コミュニティの旧住民の人口減少や新住民との合意形成の困難さによる、住民自治の弱体化と行政末端組織化への負担増ではないかと思われる。そのために行政末端組織化の回避が図られる一方で、行政サイドからの実質的な公費負担の担保や新住民の理解も得やすい社会的フレームの設定がなされたことで、行政末端組織化への回避圧が減免され、包摂過程に親和的になった町内会・自治会も少なくないのではないかと感じた。

第3報告の大久保武氏は「政策システムの機能性の差異に関する考察——多治見市と島田市との比較から見えてきたもの」をテーマに報告した。この報告では、基礎自治体の政策システムに影響を与える外部環境として、「要求」と「支持」の2種類のインプットに大別し、特に「支持」の存在を政策システムの機能性を検証する上で重要視している。そして、東海地方で実施した政策システムの機能性の調査の最上位の多治見市と最下位の島田市の比較の中で、首長の努力による政策システムの機能性の向上は一時的なものにとどまり、「支持」という周辺環境が整うことによって持続的な政策システムの機能性が担保されると指摘している。

この報告では、政策システムの持続的な機能性保持を、「支持」という視点からとらえているのが大変興味深く感じた。一方で、政策システムの機能性という指標の価値判断そのものが、例えばサラリーマンか自営業、若年層か高齢層、新住民か旧住民か等の都市を構成する住民層の異なる政策「要求」に応じたニーズマッチングの結果という、相対的なとらえ方もでき、その政策ベクトルの選択過程についても関心がわいた。

第4報告の河原晶子氏は「市町村合併は地域の人口増減に影響を及ぼしたか——2010年国勢調査結果に基づく平成の合併の検証」をテーマに報告した。この報告では、平成の大合併が人口1万人以下の小規模自治体をターゲットにしており、その小規模自治体の住民は合併による「地域の存続」を希求する一方で、合併後に周辺地域化した場合の「寂れ」の可能性ももつ両刃の剣であることを指摘している。その客観的実証として、市町村合併を実施した合併新団体、合併参加の旧団体、非合併団体を対象に、特に小規模団体の合併・非合併、合併の本庁地区・非本庁地区に分類して、小規模な自治体間の合併が全体の過半数を超えることを指摘し、各区分地域5年間の人口増減率の差の統計的な分析から、小規模自治体や非本庁地区の人口減少傾向を指摘している。

最近、過疎地調査を行っていることもあり、特に、非本庁地区の人口減少という視点について、大変興味深く感じた。福井市の小地域単位の人口動態を見ると、平成の大合併以前の場合も含めて、非本庁地区になった地区内でも、人口動態をみると小学校や支所等のある中心地区の人口増加と周辺地区の人口減少が確認され、長期的視点や小地域単位においても周辺地区化した地区の「寂れ」がとらえられるのではないかと感じた。

第5報告の任修廷氏は「ローカルレベルでの問題解決過程からみる住民運動のミッション——東京都世田谷区二子玉川東地区再開発反対運動を事例に」をテーマに報告した。この報告では、高層マンション建設等の再開発事業に対する住民運動を事例に、企業の可視的な経済利益のみが追及され、周辺住民に配慮しない建築・開発行為が行われる「建築の自由」優先の論理に対し、コミュニティの関係性に基づいて、地域社会全体を配慮する「暮らしの価値」を社会的に広げることがミッションとした新たな住民運動が展開されていると指摘している。事例の住民運動グループは、当初より「暮らしの価値」を意識しており、裁判所への再開発事業差止請求をした際も、

あくまでも一手法としてとらえ、従来型の住民運動の裁判論点となる日照権や圧迫感等の実被害のみではなく、零細地権者が再開発に伴い移転を余儀なくされ、コミュニティが解体されることを訴えた。この住民運動のスタンスが、その後の首長の交代に伴い訴えを取り下げ、再開発による地域社会の課題について、行政との協議の場を設けることが可能になったと指摘している。

この報告では、住民運動の社会的フレームを当該開発への反対ではなく、住民生活の担保を掲げることで、活動の継続と展開が可能になっているという点が大変興味深く感じた。90年代以降を中心として、各都市で住民運動から行政や事業者との協議型・協働型のまちづくりへの転換がみられることへの共通性を感じた。一方で、質疑でも出ていた京都市の景観施策の転換のように、開発行為そのものあり様を市民的合意形成の中で模索していくという方向性は、日本において少数事例にとどまることを改めて感じた。

各報告について、質疑応答や研究視点のアドバイス等もあり、活発な議論が行われていた。ただし、報告数に対し分科会の時間が限られていたため、報告の前提となる情報提供や、報告間を通底する全体テーマについての議論は若干未消化に終わった。物足りないぐらいが丁度良いとも思う一方で、次回以降の各報告者の継続的な報告を期待したい。

1-5 自由報告部会 3-1 印象記

魯ゼウォン（天理大学）

本部会では、「震災と支援活動」を検討する3つの共同研究と2つの単独研究の報告がなされた。第1報告、第2報告、第3報告は、「東日本大震災における自治体間支援の研究」と題する共同発表である。

第1報告は、田中重好氏と黒田由彦氏の「東日本大震災における自治体間支援の研究1—問題意識と分析視角」である。発表は、東日本大震災における「新しい質と量をもった支援」の発現に着目し、災害時の支援を支える原理は日常時の生活原理とは異なり、その転換がなければ、支援は発動しないと指摘している。また、従来型政府主導の支援の限界が指摘されるなかで、新しい支援について、地方発の支援であること、非行政部分の支援が重要な役割を果たしたことと説明した。東日本大震災の経験をもとに、大震災で形成された広域支援の繋がりを今後活かすことが必要であり、支援を効果的にするためには、支援を受け取る側（受援）の体制が整えられていることが重要であるという。田中氏は支援体制と受援体制の検証を通じて、受援が支援に転換するか、支援活動や受援活動が当該社会や当事者を変えてゆくといったフィードバック効果の可能性を指摘している。発表では、おもに非震災地の支援に焦点をおいて、最適な支援になるには、行政的な支援（政府による支援と自治体間支援との関係）と非行政的な支援の関係がどうあるべきかについて指摘した。フロアからは、一生懸命に支援をやっているところとそうではないところが出てくるのは、なぜなのか？という質問が出された。

第2報告は、平井太郎氏と檜貢楨氏の「自治体における支援の正当化プロセス」である。報告は青森、秋田、山形の東北3県庁に着眼して、非法定支援をどう正当化していくのかを比較分析するものであった。報告によると、東北3県庁における災害ボランティア派遣制度が継続的に実効性をもったのは秋田県であり、そこには行政職員の経験知の差異、民間と連携する経験知の差異、寄付金・国競争的交付金を運用する経験知の3つの要因が法の運用に重要であるという。また、県外避難民対応に対する秋田県の独自支援について、応急期から生活再建期に合わせて異なる対応をしていること、生活支援については民間と連携していること、寄付金が活用できていることなどを指摘している。自治体の正当化過程については、手続きの正当性（財源確保）、支援の実効性（主体の確保）、経験知の3つの要因から問う必要があると結論づけられた。

報告後、フロアからは、民間という言葉は企業、市場、NPO、個人のボランティアなどを含んでいるが、ここでの民間は何を表しているのか？という質問が出された。

第3の報告は、室井研二氏と速水聖子氏と横田尚俊氏の3人による「市町村の県別集計にみられる傾向」である。報告は、17県の全市町村を対象に実施したサーベイ調査の結果をもとにして、中央集権型支援とボランティア型支援をつなぐものとして自治体間支援を捉えている。自治体の独自支援について、民間団体との連携が多くみられたこと、自治体の独自支援が広範に展開して、

そこには行政主導型支援とともに、ガバナンス型支援も散見されたことなどが指摘された。また、支援の経験が支援地域にどのような影響をもたらしたのかというフィードバック効果を、自治体行政には防災意識の向上や防災体制の見直しなどにフィードバック効果があり、一方の地域社会には活発な市民活動や地域団体活動をもたらしたという。報告は、支援経験のフィードバック効果は災害危険度の高い自治体で大きい傾向にあること、遠隔地の自治体との連携を結ぶ傾向があることなどを指摘している。今後の研究課題として、支援を受けた側の立場に立った支援評価が必要であるという。

フロアからは、調査対象の道都県を選んだ基準についての質問があった。これに対して、より多くの地域で調査を実施したが、とりわけ災害危険度の高い地域を選んだと回答している。

以上の3つの共同発表について、フロアからは、新しい支援とはどのような点で新しいのか、それはそれ以前にあった支援とどう違うのかという質問が出された。また、遠い距離にある自治体同士がペアを組んでいる現状について、非災害分野（例えば、旧封建的つながりなど）でのつながりが災害でつながっていく傾向が指摘された。なお、民間とは、企業や市場、NPO、個人のボランティアなど実に多様であり、実態と用語をどう接合するのかという意見も出された。共同発表に対して、フロアからは、プロセスという言葉をつかっているが、既に理論化されているのになぜそれを使わないのかという質問が出された。その他、フロアからの数多い質問とそれに対する発言が出たがここでは割愛する。

第4報告は、李妍焱氏の「復興過程における地域プロデュースの摸索：新たな地域発展のモデルが可能か」である。報告は、南三陸の復興過程をアマタという社会的企業による地域活性化への取り組みを「共感経済」という視点からとらえるものであった。ここでとりあげるアマタとは、地域活性化をトータルにプロデュースする社会的企業を指す。李妍焱氏によると、アマタの「地域プロデュース」事業とは、地域固有の資源を生かし、循環型の産業を地域内に作り出し、そのうえで「共感経済」によって地域内外を取り結ぶことができるという。

フロアからは、共感経済という言葉をもとにどのような点で新しいのか、共感経済がどのように広がっていくのかという質問があった。これに関連して、ここでいう共感経済とはモラルエコノミーとは違って、関わることで満足感や生きがいを得られるものであり、地域を活性化するために外部からの共感が必要であるとの意見が示された。

第5報告は、丹辺彦彦氏の「産業都市刈谷のまちづくりと防災・被災地支援—2012年質問紙調査データをめぐって—」である。報告は、刈谷市で実施した質問紙調査の結果をもとにして、中高年男性による地縁型のまちづくりが活性化しているなかで、防災・被災地支援への参加にはどのような特徴があるのかを見ようとするものである。産業都市の支援について、まちづくり活動への参加が地縁的諸活動を中心に男性の参加が相対的に活発であること、地元防災活動の担い手としては、「行政・関連団体」と「近隣、地区・組」の地域社会への期待が大きいこと、実際の行動では、男性では「勤め先で」の比重が大きいと説明し、男性のまちづくりへの参加は社会貢献意識と地域的紐帯によって促進され、これらは地域の職縁と居住年数に関わっているという。また、勤め先を介した高コスト型支援が圧倒的に多く、かつ行政を通じた支援活動を上回っていることが産業都市の特徴であると指摘した。刈谷市の事例は地縁と職縁の強さを背景にしているが、近年増加しつつある流動的な周辺階層（期間工・派遣労働者など）にとっての地縁型まちづくりや支援活動はどのようにになっているのか、産業都市の地縁型まちづくりに流動的な周辺階層がどうかかわっているのかを問う必要があると感じた。

以上の5つの報告は、自治体間協力、社会的企業、産業都市という具体的なテーマで被災地と非被災地の両者の関係を論じている。全体として東日本震災による地域間の新しいつながりをどう捉えるのかという課題を共有していると思う。復旧過程の現状を通じて、災害のなかから国家が保障しきれない生活をいかに守っていくのかという基本的な問題を改めて考えさせられた。

1-6 自由報告部会 3-2 印象記

二階堂裕子（ノートルダム清心女子大学）

近年、都心部において高層マンションの供給が進みつつある。今回の大会開催地である関西で

も、JR 大阪駅に隣接した再開発地区に、大型の商業施設やホテルなどを備えた地上 48 階建ての超高層タワー型分譲住宅が完成したばかりで、注目を集めている。本部会では、この都市圏中心部における人口増加現象に焦点を当てた共同研究の成果が報告された。共通テーマは、「『都心回帰』時代の地域コミュニティの動態」である。5 人の報告者が研究の概要、および大阪市、福岡市、札幌市でそれぞれ行われた調査の結果を提示し、新住民の受け皿となっている都心コミュニティの現状と課題について検討を加えた。

第 1 報告では、鱒坂学氏がこの研究の動向と課題を整理し、そのうえで研究課題を明らかにした。まず鱒坂氏は、2000 年以降、東京や大阪の都心部で人口増加やジェントリフィケーションの傾向が顕在化していることに言及し、こうした現象を L.H. クラッセンの都市サイクル仮説が示した「再都市化」の過程に該当するものとして位置づけ、これを人口の「都心回帰」と表現した。そして、この社会変動が都心コミュニティに与える影響については、いまだ十分な地域社会学的研究が実施されていないと指摘し、今後取り組むべき課題として、①「都心回帰」の原因解明、②「都心回帰」による都市構造・都市圏の空間的変化の解明、③「都心回帰」現象の歴史的変動プロセスへの位置づけ、④都心流入者層の特質や都心生活への志向の解明、④都心の地域コミュニティの変動の探索、の 4 点を提起した。

以上を受けて、第 2 報告では、徳田剛氏が大阪市北区のマンション住民を対象とした質問紙調査の結果をもとに、マンション住民の属性や生活実態、地域行事への参加状況、マンション内や地域住民との関係などについて明らかにした。この大阪調査に関する報告では、調査対象者が居住するマンションの形態を「旧来型」「タワー型」「ワンルーム型」に分類し、それらの比較を試みた点に特徴がある。その結果として、旧来型とタワー型に住む対象者の前居住地はともに約 3 割が「同一区内」であるのに対し、ワンルーム型は 4 割が他地方からの流入であること、また、住民どうしの付き合いについても、旧来型とタワー型に比べてワンルーム型はマンション内での付き合いが希薄である一方、マンション外の地域住民との交流がむしろ他の 2 型よりも多いことなどが示された。結果として、居住するマンションの形態によって、さらに分譲タイプか賃貸タイプかによって、今後の居住継続意思や社会関係のありようなどに差異が見られることが浮き彫りとなった。

続いて、堤圭史郎氏による第 3 報告では、福岡市における「都心回帰」の現状やマンション住民の特質などの解明が行われた。まず、同市では、戦後一貫して人口増加が続いており、郊外化と再都市化が併行して展開しているようすが説明された。さらに、近年、都心における若年女性の人口増加が顕著に見て取れるという。その要因として、若年女性向けの都市機能の充実、就労機会や女性のニーズに合ったマンション供給の多さなどがあげられている。また、自治体に対するインタビューから、都心回帰への注目度は概して低く、それにとまなうコミュニティ問題への関心も高くない状況が報告された。これに加えて、福岡市中央区のマンション住民を対象とした量的調査では、住まいや近隣地区への満足度は概して高く、永住志向も強いこと、浅い付き合いはマンション内で活発である一方、深い付き合いはマンション外の住民との方が多く、とりわけ若年層や子育て世代、賃貸居住者にその傾向が強いことなどが明らかとなり、大阪や札幌での調査結果と比べた場合、相対的に地域コミュニティとの関わりは豊富であるようすが示唆された。

第 4 報告では、上野淳子氏が札幌市における自治体調査とマンション住民調査の結果をふまえて、当該市における「都心回帰」の現状解明と、大阪、福岡、札幌の三都市間における比較分析を行った。まず、札幌市では、1990 年代後半から「再都市化」段階へ移行したことが報告された。都心区における人口増加の主な担い手は、20 代から 40 代コアホート、および単独世帯や核家族世帯の人々であり、その背景として、都心区における高層マンションの供給が増加したことが指摘された。こうした動向に対して、札幌市はその政策方針を明示していないものの、「まちづくりセンター」の設置によるコミュニティ政策を遂行しているのが現状であるという。札幌市中央区のマンション住民に対する調査では、対象者の階層が中央区全体と比べて相対的に高く、永住志向が顕著に高いこと、マンション外の地域住民との付き合いよりもマンション内での付き合いのほうが活発であるものの、地域住民とは子どもを通じた付き合いが見られること、さらに、永住志向が強いほど町内会への参加率は高まるが、町内会の加入は地域住民との付き合いを豊富に

させる契機とはならないことなどが明らかとなった。最後に、以上の量的調査の結果をもとに、上野氏は三都市間の比較を試みた。新マンション住民の近所づきあいについては、世帯構成による違いが大きいという三都市の共通点が見て取れた一方で、付き合いの程度や地域住民との付き合い方には都市によって差異が示された。その説明としては、社会構成理論、都市的生活様式論、下位文化理論などの援用が考えられるが、地域社会に焦点を当てた詳細な分析が今後必要であると結んだ。

最後に、丸山真央氏による第5報告では、「都心回帰」のもとで都心部の地域社会はどのように変化し、地域住民組織はこれにどう対応しているのかが明らかにされた。調査対象地である大阪市北区済美地区は、梅田の徒歩圏内にある住商工混淆地区であり、2000年以降、高層住宅の増加とともに、20代後半から40代前半の年齢層、単独世帯、専門・技術職の人々がそれぞれ増加しているという。当該地区の町会長と班長に対する調査の結果として、こうした地域リーダーの担い手が居住歴の長い持家層の中高年男性に偏る傾向があるうえ、町会未加入の新住民世帯も多いこと、町会活動の実施状況については町会によってかなりの差異が見られ、伝統的な祭りの有無が町会活動の活性化に影響を与えている可能性のあることが示された。さらに、本部会における全報告の総括として、マンション住民の地域住民組織への参加志向は総じて弱く、既存の町内会は大きな困難に直面していることから、「都心回帰」現象が都心部の地域社会に与える影響は少なくないことが指摘された。

本部会では、以上の5報告を通じて、東京以外の地方中枢都市における都心部でも「都心回帰」の動向が顕著となっていることが明示され、日本の都市における「再都市化」の議論を深化させたという意味で、その研究の意義は大きい。その一方で、今回の報告では、「都心回帰」現象をめぐる問題状況が都市ごとに異なるのはどのような要因によるものかについては十分な考察が加えられておらず、今後、都市間の比較分析を丁寧に行う必要があると考えた。また、流入してきた新住民と旧住民が関係を取り結ぶ契機はどこに存在するかという課題についても、今後、量的調査と質的調査を適宜組み合わせることで実施しつつ、知見を蓄積していかなければならないだろう。

これに加えて、都心コミュニティにおける住民間の関係について分析する際、既存の地域住民組織に着目することの意義を改めて検討する必要があるのではないかと感じた。地域住民組織への加入率が低く、それを媒介とした住民どうしの関係が希薄である場合でも、他の団体やネットワークによる活動——たとえば、ボランティア組織やサークルなど——を通じて、新たな関係が形成されている（あるいは、今後形成される）可能性もありうる。こうした点の解明も含め、今後、このテーマについて、さらに調査研究が展開されることを期待したい。

1-7 自由報告部会 4-1 印象記

新藤 慶（群馬大学）

本部会は、「震災と復興」をテーマとした2つの部会の一つで、特に、市町村レベルでの復興の取り組みを対象に、その展開過程と規定要因を探った6本の報告が行われた。

第1～4報告は、「東日本大震災からの復興プロセスとガバナンス」という共同研究の成果である。黒田由彦会員（名古屋大学）による第1報告「復興の何が問題か」では、まず共同研究の目的として、東日本大震災後の市町村レベルでの復興プロセスを、国・県・市町村の関係（第1報告）と、市町村レベルでのローカル・ガバナンス（第2～4報告）に着目しながら明らかにすることが示された。そのうえで、国レベルでの復興は、基本的に国交省主導で行われており、特に、2011年6月以降に、国交省都市局が地方整備局を飛び越して行った「直轄調査」が重要な意味を持つとされた。復興計画＋事業計画をつくれれば必ず下りる全額国費の復興予算（総額19兆円→自民党政権で25兆円に増額）の獲得のため、市町村は、「直轄調査」に基づき、必要を最大限に見積もった「復興計画」をつくることになった。これらの「復興計画」はインフラ整備が中心で生活からの発想に欠け、明らかに過大であった。にもかかわらず、一度つくられた「復興計画」に予算が下りれば、実際の復興はこれに拘束されるという問題が指摘された。

西山志保会員（立教大学）による第2報告「宮城県牡鹿郡女川町における復興ガバナンスの形成と展開」では、女川町における復興の特徴が描き出された。女川町は、町の財源の約65%を電

源三法交付金に頼っている。このことが、地域運営の面では、「原発マネー」の使い道を行政と住民とのやり取りで決める体制をつくるという効果をもった。この体制が、水産加工業、商工会、旅館組合などのネットワークを基盤とした女川町復興連絡協議会の結成を促し、住民や業界団体から意見を積み上げるという女川町の復興ガバナンスの形成につながった。ただし、中心部主導で、周辺部は遅れがちという復興をめぐる地域格差も存在する。なかには、外部の専門家の協力も得ながら、独自の復興計画をまとめる周辺地区もある。しかし、「平等性」を掲げる行政の壁にはばまれ、その取り組みは十分には進んでいない。この状況に対し、外部との橋渡し型のソーシャル・キャピタルの広がり、復興の新たな可能性を開きうることが指摘された。

辻岳史会員（名古屋大学大学院）による第3報告「宮城県東松島市の復興における合意形成と正当性問題」は、法や制度が想定していない事態における臨時の正当性の形成について分析している。東松島市の行政区（町内会）では、震災により区長が犠牲になる地域も多く、一方で住民の連絡先も十分に把握できないという形で、通常社会システムの危機を迎えた。そのため復旧期においては、合併前の旧町単位で設置されたまちづくり協議会や市民センター（元公民館）を中心に、復興に向けた住民の要望の取りまとめが行われた。しかし、これとは異なる要望を持つ住民たちにより、新興住民組織がいくつか立ち上がった。これを受けて、まちづくり協議会などは、この新興住民組織の要望も取り込むことに努めることで、緊急社会システムの正当性を調達したことが確認された。

西山八重子会員（金城学院大学）による第4報告「震災復興と地域自主管理」では、住民参画によって計画決定、事業実施、事業評価を行う「地域自主管理」の観点から、名取市での復興プロセスが検討された。当初、「名取市新たな未来会議」を中心に復興計画案が作成されたが、ここに参加したのは基本的に伝統的な政治構造に関与している住民であり、住民参加の点で問題があった。その後も、パブリックコメント、地域懇談会、市民意向調査などが行われたが、住民全体の意向を十分に吸い上げることはできなかった。その結果、震災復興計画策定後に現地再建派と移転派の対立が表面化し、併用案の提示→断念→採用と、計画は二転三転した。早期の復興計画策定は必要だが、それが実を伴わなかったのは、震災以前に地域自主管理が根づいていなかったことが原因であることが明らかとなった。

続いて、後半の2報告では、震災以前から生じていた過疎問題を視点に、復興プロセスが分析された。野坂真会員（早稲田大学大学院）による第5報告「津波被災地域における地域産業の復興に向けた考察」では、震災前後の大槌町と気仙沼市の水産業とその従事者の分析から、復興プロセスにおける論点が抽出された。具体的には、(1)災害以前から続く過疎状態に由来する復興上の課題の顕在化、(2)被災者が主体となって地域の存在意義を見出し、総意として発信する過程、(3)過疎地域における生活再建のロジックの構築、(4)防災のロジックと生活再建のロジックの組み合わせ、の4点が析出された。特に両地域の水産業の構造の違いによって、上記の点の表れ方が異なっており、さらなる比較研究の必要性が提起された。

宮下聖史会員（長野大学）による第6報告「長野県栄村における復興過程の現段階と地域再生への課題」では、「3.11」の翌朝に発生した長野県北部を震源とする地震に対する復興過程が分析された。震度6強を記録した栄村では、最大で全村民の77%（1,787名）が避難を余儀なくされ、被害総額は約170億円にも達した。にもかかわらず、地震そのもので犠牲になった住民はおらず、約100日で避難所のすべての住民が仮設住宅に移転し、2012年には5年間の「震災復興計画」が策定・実施されるなど、着実に復興過程を歩んでいる。その要因には、過疎が進みつつも、すべての住民を消防団が把握できるような密な関係や、田中康夫元知事にも高く評価された「実践的住民自治」などがあり、その住民自治に立脚して非合併を選択したことも挙げられる。さらに、地域再生に向けて活動する30代中心の若手グループの存在も紹介され、今後は、村の内外の調整を行うコーディネーターが必要だとされた。

これらの報告に対し、フロアからも質疑がなされ、国（国交省）主導の復興デザインによって各地の復興が拘束されることをふまえた復興過程分析の重要性、早期にまとめられた仙台平野での復興モデルと他地域での復興とのズレ、時間の経過による状況や住民の意向の変化を組み込んだ復興の必要性、意見対立が生じる地域的な背景などについて活発な議論が行われた。

本部会でなされた重厚な報告からは、被災地・被災者の多様性が改めて浮かび上がった。そして、これらの多様性には、震災以前の地域社会構造が深く関わっていることも見出された。さらに、いずれの報告も復興過程という動態的な射程で分析がなされることで、復興をめぐる状況の可変性も描き出せている。

そのうえで今後は、復興をめぐる住民や機関の関係の構造を、市町村全体で把握することも重要となろう。市町村は多様な被災者や被災状況を抱えているが、基本的な復興計画は市町村単位で策定されるからである。この点からいえば、前半の共同報告や宮下報告に関わっては、復興ガバナンスの枠に入っていない住民や機関の視点からガバナンスを捉え返すことも意義がある。また、野坂報告については、水産業と他産業との関係も気にかかる。このような市町村全体の復興過程分析が積み重ねられ、被災地・被災者の多様性と、時間の経過に伴う状況の可変性が実証的に明らかにされることで、多様性・可変性に配慮した復興デザインの構築が行政レベルで少しでも進むことを期待したい。

1-8 自由報告部会 4-2 印象記

加藤泰子（同志社大学嘱託講師）

自由報告部会 4-2 では農山漁村に関連した 6 つの研究成果が発表された。

第 1 報告は野邊政雄氏（岡山大学）の『山村に住む高齢女性の社会集団加入—岡山県鏡野町富地域の事例』である。

高齢女性の集団への加入（町内会、老人クラブ、スポーツ団体、趣味の会など）、加入を規定している要因、伝統的地域集団の活動への参加状況を岡山県北部の山村である鏡野町富地域（2005 年現在、人口 778 人、世帯数 288 戸、高齢化率 38.85%）を事例に、岡山市との比較で明らかにしたものである。野邊氏は富地域の 24 の集団に加入する割合（2006 年 2 月調査）を集計し、加入・非加入に影響を与えている要因および伝統的地域集団活動への参加に影響を及ぼす要因を岡山市の高齢女性（1995 年 2 月調査）と比較した。その結果、活動能力や学歴が自主加入型集団（趣味・スポーツ、社会奉仕・ボランティア、コミュニティ協議会等）への加入に影響を及ぼすこと、車・バイクの運転が趣味・スポーツ団体への加入に影響を及ぼすこと、伝統的地域集団活動への参加については活動能力・年齢・学歴の高さ、車・バイクの運転能力が影響を及ぼし、岡山市よりも参加の割合が高いことを明らかにしている。

第 2 報告は谷口功氏（椋山女学園大学）・長澤壮平氏（豊田市矢作川研究所）の『山村振興活動「木の駅」の展開（1）—鳥取県智頭町と愛知県豊田市の事例比較』（報告者は谷口氏）である。

「木の駅プロジェクト」（以下「木の駅」）は山村振興活動として 2009 年に岐阜県恵那市で始まり、現在、全国約 30 か所で導入されている。山主が間伐材を出荷し、地域の加盟店のみで使用可能な地域通貨を得ることで山林環境保全や地域経済の活性化がもたらされ、地域や都市住民の新たな協働の場にもつながると期待されている。報告は「木の駅」の標準化された仕組みを最初に導入した鳥取県智頭町と成功事例とされる豊田市旭地区の取り組みを比較し、仕組みは標準化されているが、運用は地域の事情を反映していることが「木の駅」の発展要因と停滞要因をもたらしているという分析を中心に行われた。谷口氏らは豊田市旭地区の事例から「木の駅」の発展要因を収入性、仕組みの巧妙さ、協働性、善意の心地よさ、土地固有の場所性にあるとし、鳥取県智頭町の事例から、その停滞要因を、ブランド材を安価な利用に結びつけることへの心的制約、所有関係の複雑性にあると分析している。

第 3 報告は、第 2 報告と関連して、同上 2 氏による『山村振興活動「木の駅」の展開（2）—「地域住民主体」林業の意義』（報告者は長澤氏）である。

林業や環境の保全を目的に国が主導する林業の集約化や木質バイオマス事業は地域振興や地元住民の主体性を謳うが、プロが進める方向性を持ち、住民の手を離れる可能性を含む。それは「木の駅」が重視する「住民主体」の論理とは違う。報告は行政の「住民主体」と「木の駅」の「住民主体」との違いや「木の駅」の「住民主体」特有の意義を明らかにする目的で行われた。長澤氏らは「木の駅」の活動は経済合理性を第一の課題とする前に地域のくらしそのもの（有機的全

体)の賦活を目指すものであり、それが地元の多くの山主たちの賛同につながり、そこにこそ「地域住民主体」の意義があると分析する。プロによる大規模林業は「経済合理性」と「環境整備」という部分的効用はあっても、山林経営は住民の手を離れ、「木の駅」が志向する有機的全体を掘り崩してしまう恐れがあることを警戒すべきだと問題提起をしている。

第4報告は陸麗君氏(中国華東理工大学・同志社大学客員研究員)の『中国農村のガバナンス—農民協同の視点から』である。

現代中国の農村ガバナンスの実現について、山東省W村(戸数87、人口313)の共同墓地建設をめぐる問題への村民の協同過程(2012年7月聞き取り調査)を事例にした報告である。報告では農民(農家)が個別に解決できない事項に対して自主的に協力しあう社会行為を「協同」と定義した上で、中国農村のガバナンスの方式は80年代初頭までの人民公社時代の「政社合一」に続き、それ以降の政党・政府・社会によるガバナンスの流れがあることを紹介している。村では村民委員会が行政仕事の請負を主にし、体制内エリートと見なされているのに対して、陸氏は村の老人たちの「体制外エリート」に注目し、彼らの取った戦略(合法性・用地・資金の獲得をめぐる村民委員会や村の経済エリートへの働きかけ、立場の異なる村民との合意形成、村民負担の軽減策など)を分析し、村民の協同メカニズムを協同と負担のバランスの考慮、体制外エリートへの信頼、村民自らの規範の拘束力にあるとし、村の老人という体制外エリートの役割を重視する必要性を指摘した。中国農村では体制内だけでなく体制外からのガバナンスとの二重構造になっており、特定な受益について、ある程度の棲み分けがなされているという。

第5報告は高崎優子氏(北海道大学大学院)の『住民組織の変遷過程にみる地域の回復力(レジリアンス)—沖縄県北部国頭村安田協同店を中心に』である。

共同店(協同店)は1906年に沖縄県国頭間切奥村で誕生し、北部国頭村地区を中心に全県に展開した消費・購買機能を軸とした字単位の生活自治組織である。基本的特徴として字住民全員の共同出資・共同運営(「自分たちの店」)、信頼経済にもとづく「延買制度」(掛買)、事業の剰余金の「分配機能」をもつ。高崎氏は、この協同店がいかに地域のレジリアンス(変化や危機に対応し、社会の安定を維持する力)を支えてきたかを検証している(2010年3月~2013年3月調査)。協同店をめぐる社会的役割の変遷を市場経済への対応(成立期)、各種事業の展開と生活の自治の確保(展開期)、高齢者・交通弱者への対応(縮小期)に区分し、いずれの時期にも集落内の平等性の維持(剰余金による生活事業と弱者のための継続)や人びとのつながりの確保(恒常的なかわりの「場」の提供や共同性の可視化)が起こっていたと指摘する。そして協同店が時代の趨勢に合わせて仕組みと役割を柔軟に変え、地域の「よりどころ」として続けてきたことで地域のレジリアンスを支えてきたと結論づけている。

第6報告は須藤直子氏(早稲田大学大学院)の『移住の制度化と「離都向村」志向—「ちちぶ空き家バンク」の取り組みを事例に』である。

報告は埼玉県秩父地域の「ちちぶ空き家バンク」を事例にIターン希望者の移住を促進するとされる「空き家バンク」が多様な運営主体によって構成される場合の問題点を明らかにする目的で行われた。「空き家バンク」とは移住・交流者向けに地元住民から空き室・空き家物件を収集・蓄積してウェブサイト等で情報を公開するものと説明されている。「ちちぶ空き家バンク」の2つの運営主体(民間団体の「ちかいなか分科会」、行政である秩父市)関係者と移住者へのインタビュー調査・分析(2013年2~4月聞き取り調査)から2つの運営主体の連携が発展途上であることが指摘された。その要因として「ちちぶ空き家バンク」が民間企業からのスタートであり、地元建設業の活性化が目的の一つであるが、行政側は定住自立圏構想の事業の一環として空き家バンクを捉えているものの優先順位が低く、両者に温度差が生じているため移住者ニーズの把握へ連携が取れていないことが挙げられた。須藤氏は空き家バンクが異なるスタンスをもつ運営主体で構成されることが移住促進活動にブレーキをかけていることを指摘している。

本報告部会は農山漁村の地域振興や協同性、住民の生活や組織体の仕組みについて意識化する上で意義深いものであった。

1-9 シンポジウム 報告

危険性の判断や認知／避難過程と避難生活／地域生活のイメージの再構築？

——津波被災地区の事例を中心に——

浦野正樹（早稲田大学）

この報告では、まず東日本大震災の津波被災地で起こった出来事を、ある地域の事例をもとに、その危険性の判断や認知、避難過程における出来事の推移、避難生活の継続と地域生活へのイメージ（将来展望の再構築）といった観点から、問い直してみることからはじめた。現在、津波被災地の地域社会においては、防潮堤建設の評価、住居の高台移転の是非と可能性の吟味、低い平地部の土地利用のあり方、漁港整備と漁業の地域での位置づけ、若年層の雇用問題、集落間や都市間を結ぶ広域道路網の整備や地域からの避難路を含む防災対策などの問題が、地域の将来展望を考えていくうえで重層しながら相互に関連しあう形で展開し重くのしかかっている。これらの課題を、＜地域における危険認知とその判断＞を起点とする一連の災害過程における事象の連鎖として描いていく試みは、地域の将来像を考えていくうえでますます重要になっている。

1. 事例の考察からみえてくること——＜津波災害の危険性の判断や認知／避難過程と避難生活の継続／地域生活へのイメージの再構築？＞の局面にみえる判断の連鎖——

津波災害の場合に最も衝撃だったのは、過去にも津波災害が経験され、地域では一定程度の津波対策を行ってきたにもかかわらず、何でこれだけの人的被害を出したのかであった。大津波が起こった後ではいつも「津波てんでんこ」ということが教訓として語られるが、この言葉のもつ意味やそれが可能な条件・背景について再考することが重要である。そうした吟味を地域社会でよく受け止めて、津波から命を守るには何が必要かを熟考し、地域生活の営みを再考し、地域づくりをしていく…、このことが土地利用を含む地域のあり方に大きく作用している限り、その原点にかえった検討は必須である。

報告では、まず「救出・救助の局面」について何が起こったのか、そこで問われたことが何かについて論じたが、それは「津波てんでんこ」という標語が、＜津波危険地域では個人個人で別々にサバイバルしよう＞と薦めているだけではなく、そのようにしてでも逃げないと生き残れない緊張感と、それを可能にする事前の対応と環境整備の覚悟を迫ったものであることを改めて見つけなおす作業でもあった。日常的に考えればたいへん非情で過酷な選択を敢えてせざるをえない脅威として津波を意識し生き直す、そのなかで超高齢化社会を迎えて要援護者を多数抱える地域が、今後どのように地域生活を組み立て直すか、それがいま問われているのである。

事例報告として、今回岩手県大槌町安渡地区に焦点をあてた理由は、この地区の津波災害による死亡者率が高いこと、震災前に43%に達する高齢者比率となっており超高齢化社会の象徴であること、震災前から津波防災の活動が活発で避難訓練もしっかり行われてきた実績があることである。それにもかかわらずなぜこれだけの人的被害を出したのか？この点を検証するうえで大槌町安渡地区は非常に重要なフィールドとなる。大槌町安渡地区は確かに多くの津波被災地域のひとつにすぎないかも知れないが、そこでのこれまでの地域の活動実績や被害概況を加味すると、ここで起こった出来事の詳細な検討により高齢化社会における災害対策のひとつの争点を論じることが出来るのではないかと思われる。

大槌町安渡地区のサーベイとしては、避難住民の詳細な避難行動や経路の分析、地域防災計画をテーマにした地域住民と専門家（防災都市計画研究所、岩手大学、早稲田大学などの研究者）の協働によるワークショップ、地区住民に対する「防災計画づくり」のためのアンケート調査（町内会役員を通じて調査票を届けることができた254世帯の同居家族——家族員ごと——を対象にした。回収率は概算73%）と広範なヒアリングの実施、津波被災者の死亡原因調査（進行中。地区で死亡した218人を対象として、まわりの人びとや避難誘導にあたった人から死亡状況把握の聞き取り）などを実施している。

これらのサーベイから明らかになったことは、1) 最後の瞬間が来るまで「浸水想定内で津波はとどまる」という錯覚による「津波浸水想定のもつ呪縛」、2) 迫りつつある危険の認知を鈍らせる環境（防潮堤を閉じると海の潮の変化がみえないなど…）、3) 個々の世帯での津波避難の準備不足（高齢者の個々の誘導にかかる時間の長さや避難生活に必要なものを思い起こして逡巡し、

取りに帰るために低地にある自宅に戻る繰り返しなど)、4) 高齢者の居る世帯での個別家族対応の難しさゆえに、地域の役員も早い段階での避難の声かけができなかったこと、5) 津波が迫ったときに族や自治会役員らが高齢者を探して低地にある住宅地に向かったこと、6) 避難のタイミングに対する明確な指標や情報伝達のしくみが整っていなかったため、地域の役員も誘導時に避難のタイミングを逸してしまったことなどである。

さらに死亡原因調査からは、A) 避難しようとして決断する限界状況に関しては、津波が実際に襲ってくる瞬間にならないとそのスピードが実感できず、さらに海岸からの距離感や標高の感覚が、構造物が建て込んでくることで鈍ってしまっていて、津波が近づいてきて慌てて寸前に逃げ出そうとするが逃げ切れない状況で被災しているケースが多いこと、また B) 要援護者を取り巻く環境に関しては、とくに津波危険地区の境界周辺にあると想定されていた地区で、要援護者をどのように逃がすかイメージが出来ていなかったことなどが指摘できよう。こうした背景には、過疎化のなかでさまざまな次元での社会的脆弱性が進行してきた社会状況があり、それが判断を鈍らせる遠因になっていると思われる。

また、災害救出の現場においても、津波危険地区の境界にある空き地のところを拠点として、そこから危険地区に降りて避難誘導・救出作業を繰り返しており、ぎりぎりの範囲で避難誘導・救出活動を行っている間に目の前の救出に我を忘れて深入りして被害にあうケースが少なくなかったことなどが、指摘できよう。これらの対応にあたっては、たいへん大きく危険性認知の判断軸が効いているのである。

現在、激甚災害のシナリオが南海トラフを巡って描かれているが、「想定」に縛られることで起こった今回の悲劇を鑑みてく固定してしまいがちな災害イメージを壊そうとする意図は評価しうるものの、それを政策的な対応にどのようにつなげていくかについては、かなり深刻な課題を投げかけているように思われる。災害対策を考えるうえで、極めて激甚な災害想定を示し厳しい制約条件を課したシナリオ下で対策を問うことの意義と意図は、必ずしも自明ではない。そうした警鐘が、単に防潮堤や避難ビルといったハードシステムをつくる根拠づくりや誘導としての機能するのであれば、地域にとって将来的にどのような意味が残るか疑問であろう。

報告では、さらに復旧・復興への動きのなかで、安全性担保に関する判断のズレが露出する局面について、水産加工業者、漁業者、高齢者層、小規模商業者などをとりあげて言及し、危険性の判断や認知が復旧・復興の方向性に強く影響していることを示した。ここでは、安全性担保に関する判断が、緊急避難から避難生活、復旧・復興段階へと繋がっている様相が読み取れるのである（判断軸の一貫性／連鎖のメカニズム）。安全を守ることと生業を生かすことのはざまのなかでどのような対処がふさわしいかについての判断は、それぞれの住民層の日常生活の回復のリズムや切迫感と深く絡んでおり、住民層ごとの動きやこの両者の縫合の仕方についてのそれぞれの局面での判断の推移を、住民層の生活構造を意識しながら見ていく必要がある。

2. 危険性の判断／避難過程・避難生活／＜地域生活のイメージの再構築？＞へ

いうまでもないが、異なる種類の危険は、危険性の判断や認知のあり方に異なる効果を及ぼすだけでなく、影響の広がり、波及のしかた、影響する時間の長さなどに強く左右し、さらに人々の生活や対応の方策及びその過程に、異なるメカニズムを生み出していく。それらは一定の文化的社会的な枠組みのなかで理解され人々の行動規準を培っていくとともに、それに対する社会的な構えを、さまざまな社会的・地域的単位でつくりだしていく（逆に経験が浅かったり風化したりしていけば、不安定で未発達な状態に留まる）。また、危険の所在と認知については、時代や社会環境の影響を受けるとともに、生活状況や生活観の違いによって危険自体の受け取り方も異なり、さまざまなゆがみやズレを生じさせて、社会的な施策や対応を媒介しながら、時には個人間や集団間（階層間などを含めて）に鋭い対立や亀裂を生み出していく。

東日本大震災では、とくに津波災害と原子力災害に焦点があてられ、その災害因の違いによって、危険の認知やあらわれ方、人間生活全般への重層的な影響の仕方、社会的対応の仕方やメカニズムに大きな差異が生じることが、大きな衝撃として体験されてきた。災害の種類ごとに危険のあらわれ方が異なり、その受け止め方や社会的心理的なインパクトのあり様も、異なる質・次元のものになることが次第に明らかになってきたといえよう。その際に、危険の有り様の対比が

なされ、異なる災害因間だけでなく、同一の災害因でも置かれる状況の違いによって、生じてくる差異が往々にして強調される傾向にある。生活観の違いによっても危険自体の受け取り方は異なってくる。これらの差異は、救出・救助、避難生活、日常生活の回復期などそれぞれの局面に表出してくるが、状況が緊迫して長期にわたり、さらに利害関係が鋭く関わるようになるにつれて、個人間や集団間（階層間などを含む）に鋭い対立や亀裂を生み出す傾向が強まる。日常生活を回復させていく局面では、問題を機能的に解決しようとするために、往々にして生活の一断片（居住、雇用、津波安全対策 etc.）のみを切り出した政策立案をして解決策を模索しようとする傾向が強まるが、そうした雰囲気の中で今回は津波対策の部分が突出して論じられ、しかも防潮堤と高台移転の手法に集約されるかたちで緊急的な対策の対象にされる……。

詳細は省くが、津波危険に焦点をあてた場合に、防潮堤や高台移転がく命を守る安全対策として>どのような意味を持つのかの吟味は、今回の災害の事例に即してよく検討して見る必要がある。<命を守る>という名目での施策が、結果的に生業の維持を含めた日常生活の維持を困難にさせ、その地域での社会生活をさらに脆弱なものにしていくのであれば、またその施策ゆえに結果的に地域の危険の感覚を麻痺させることに繋がってしまうのであれば、これらの施策は逆機能として作動してしまう。現在、津波の被災体験をどう受け止めて消化していくか、そのうえでの地域の再出発の摸索はどうするかが問われており、その点では地域生活上の安全面への備えや地域生活の持続可能性を含めた地域の将来像に関する議論がもっと活性化しないと甚大被災を繰り返す危険性を孕んでいる。

3. おわりに

現在、津波被災地の地域社会においては、堤防建設の評価、若年層の雇用問題、漁港整備と漁業の位置づけ、住居の高台移転と跡地利用、集落間や都市間を結ぶ広域道路網の整備や地域からの避難路を含む防災対策などの問題が、課題としてのしかかり重層しながら相互に関連しあう形で展開している。

確かに、それぞれのアクターが、大きなコンテクストに飲み込まれながら、多くの制約のもとで動いてきたという側面があるために、それぞれ個別の政策評価はたいへん難しいが、結果として進行した事柄（予算を獲得・配分するしくみや要望を実現するさいの申請～決定に至る競争等のルール）という点では、次のようなことが指摘できよう。

ア) 命を守ることは、防潮堤をつくることとは直接結びつかない。L2 レベルの防潮堤をつくるのが現実的でない以上、命を守るためには避難意識を向上させて避難計画を充実させるか、危険の恐れが少ない土地利用方法の改善を進めるしかない。防潮堤に頼ることが解決策ではなく、地域では他の選択肢も踏まえてどのような判断の中で対応するかもっと考える必要があり、その過程で地区ごとの合意が成立するのであれば柔軟に対応すべきである。

イ) 命を守るための諸事業（及び災害からの復興に向けて）の予算は、被害の甚大さをよく理解し受け止めたうえで、できるだけ手厚くつけ、しかもできることであれば、明確な期限を設定せずに、地域ごとの復興のリズムを尊重して運用することが可能になるようにするべきである。

ウ) 地域ごとでの地域ビジョンをもっと争点にできる環境をつくるべきであった。それを支援するしくみ、財源の投入などの工夫が必要である。

エ) 被災した人々の生活の推移とニーズ、状況の変化に応じた対応について政策立案側はもっと敏感であるべきであった。そうしたニーズを汲み取ることでしか災害対応は難しい。

津波被災地域の場合、生活の早期の復旧再建をどう実現するかと地域生活の安全安心をどう担保するかが大きな課題になる。地域にどのような形のインフラストラクチャーを整備すべきかは、予算配分の正当性・適切性という点で国家レベルや被災地間での理解と合意が必要になる事項ではあるが、同時に地域生活のしくみの再構築や地域の存在意義、アイデンティティとも深く関連してくる事項でもある。

東日本大震災によって被災した地域の多くは、高齢化社会の中で過疎化傾向にあった地域であり、その点では、過疎・高齢化社会のなかでの地域の運営管理、地域社会を支える地域産業の振興や社会サービス、そうした地域を支える政治・経済・社会のしくみなどと完全に切り離して、防潮堤などの防災施設の整備を考えることは本来難しい。その地域における安全性の確保と生活

再建の問題、生活のしくみや生業の確保に関わる問題、そして地域の存在意義とアイデンティティの問題は、地域社会の再生に際しては相互に絡みつきあった必須の要素である。こうした地域の課題を直視する視点が、ますます重要になってきている。

(参考文献)

浦野正樹・岡芳明・鈴木興太郎・濱田政則『災害に強い社会をつくるために』（早稲田大学ブックレット「震災後」に考える No. 22）早稲田大学出版部 2012. 9. 139 頁。

浦野正樹・野坂真・吉川忠寛・大矢根淳・秋吉恵『津波被災地の 500 日一大槌・石巻・釜石にみる暮らし復興への困難な歩み一』（早稲田大学ブックレット「震災後」に考える No. 29）2013. 4. 125 頁。

安渡町内会防災計画づくり検討会『安渡地区津波防災計画—東日本大震災の教訓を次世代に継承する—』2013. 3.（外部からは防災都市計画研究所を中心に、岩手大学、早稲田大学、専修大学の研究者が協力し支えてきた）

1-10 シンポジウム 報告

原発事故における区域再編と地域復興

高木竜輔（いわき明星大学）

1. 問題の所在——区域再編からみるコミュニティ再生のゆくえ

原発事故から二年が経過した。今も多くの方が避難を余儀なくされている。この未曾有の事態に対して社会学者は多方面から研究を進められている（強制／自主避難者の生活実態、支援ガバナンスに関する研究など）。具体的には、避難をめぐるさまざまな分断が生じていること（高齢者—若年者、仮設住宅—借り上げ住宅、など）、他方で政府による帰還政策において区域再編が賠償とセットで進められており、避難者は生活再建を進めることができない状況にあること、などが指摘されている（除本 2013, 山下 2013）。

他方、地域社会学として問うべきことは、原発事故からの地域社会・地域コミュニティのレベルでの復興は可能なのか、という点だと思われる。この点から見た時、現在進められている区域再編が原発避難者ならびに避難自治体に対して何を意味するのだろうか。本稿では区域再編をめぐる政策状況を概観し、そのことが地域社会・地域コミュニティの復興に対して与える影響について検討する。

2. 避難区域の再編過程は何を意味するのか

現在政府が進めている区域再編とは、警戒区域ならびに計画的避難区域だった地域を追加積算線量に応じて三つの区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）に再編するものである。三つの区域はそれぞれ運用が異なり（住民の滞在条件など）、加えて区域ごとに標準的な帰還予測時期と賠償額が示される。

このような避難区域の再編過程にはどのような問題があるのだろうか。第一に、警戒区域の解除と区域再編がセットになっていることである。一見すると、それらはもっと思えるが、除染やインフラ復旧作業のための警戒区域解除と、避難者に対して政府が将来の帰還時期を示す区域再編とは、全く別物である。爆発事象の恐れに対する警戒区域設定という政府の認識（＝災害事象）と、放出された放射能による被曝の危険性という自治体・避難者との間の認識（＝環境公害）の間に大きなズレが生じている（もちろん、避難者、避難自治体も一枚岩ではない）。

第二に、警戒区域の解除と避難区域の再編の帰結として避難指示権限の政府への集中があげられる。原子力災害対策特別措置法においては市町村長に警戒区域設定の権限が与えられている。今回の事象においては国が市町村に指示を出し、市町村が警戒区域の指定をおこなっている。しかし警戒区域が解除されたことによって、今後は主に政府が避難区域指定（変更・解除）をおこなうことになる。

今後どこかでおこなわれる避難区域指定の解除は精神的賠償など各種賠償・支援の打ち切りを意味するが、これに対する避難自治体側の対抗手段は存在しないことになる。警戒区域が出されていた時期においては、一部地域では警戒区域の解除を政府との交渉材料としてほぼ一律に近い形で財物賠償を引き出してきた。だが今後は、このような手段はとれない可能性が高い。

第三は、区域再編の過程において避難自治体の間に亀裂が生み出されてしまったことである。区域再編は飯館村や川内村など第一原発から遠い地域において開始されたが、そこでの区域再編の枠組みが後に続く自治体の交渉における選択肢を狭めている現実がある。他方で原発に近い地域では、警戒区域の解除を政府との交渉カードとして賠償に関するルールの変更を要求した。このようななかで、避難自治体・住民は「ほかの自治体は恵まれているな」「自分たちの方が損をしている」と思うようになる。避難区域の再編過程は他の自治体に対する不信感を招く結果となり、自治体間で相互不信を生むこととなる。

第四に、主体的に帰還を選択しているように見えて、実はそれしか選択肢が存在しないという点である。現在、各避難自治体は復興計画を立て、それに基づいて復興政策を進めている。そのような地域では、広野町や川内村が帰還宣言をおこなったように、どこかの段階で帰還宣言を出すと思われる。ただし、政府によって復興施策の枠組み（区域再編と賠償による早期帰還）が定められているなかで、自治体にはそれほど多くの選択肢は残されていない。それが「創造的復興」（復興構想会議）の現実であり、このような形での復興が進められるとさらに地域社会ならびに地域コミュニティの崩壊が進んでゆく。

3. 原発避難者からみた区域再編と復興

区域再編の論理は、確かに東電や政府からすれば論理的ではある（帰還時期が明らかになるから、避難開始から終了までの期間だけ賠償をすればよい。逆に言えば、賠償額を予期するための論理である）が、原発避難者からするとそれは全く論理的ではない。筆者が関わってきた聞き取り調査の中から、区域再編に対する避難者の考えを紹介しておく。

第一に、収束宣言（2011年12月）への不信・批判がある。誰も第一原発が落ち着いたと考えている人はいない。第一原発の電源喪失のニュースが伝わるたびにその思いが強くなってゆく。

第二に、政府が示した年間追加被曝線量 20mSv という帰還の基準を多くの人は信用していない。多くの町民は放射能について勉強しており、知識を持っている。そのなかで、年配の方々の中には戻りたいと考えている人もいるが、多くの人は放射能を気にして戻りたくないと考えている。特に子どもを持つ親からすれば、子育てが落ち着くまでは帰れないと考える人が多い。

第三に、区域再編が避難者の帰還予定時期の指針とはなっていない、ということがある。政府による線引き＝区域再編によって避難者には「戻れる―戻れない」が示されるが、だからといって避難者はその通りに行動するかどうかという、そうではない。「戻れない地域だけど今すぐ帰りたい」と考えている人もいれば、「戻れる地域だけど帰りたくない」と考える人がいる。加えて除染が本当にうまくいくのか、さらには中間貯蔵施設がどこに建設されるのか、ということも分かっていない。

以上見てきたように、多くの原発避難者が気にしているのは、第一に放射線による被曝の問題（健康問題）である。そうであるならば、原発事故からの復興は「環境公害からの復興」として考えるべきである。現にいろいろな研究者がこの事故を「核害」「環境公害」として扱っている。

4. 区域再編をめぐる避難自治体のジレンマ

これまで見てきたように、政府による復興の論理と避難者からみた復興の論理はかみ合っていない。原発事故への対応が「環境公害」ではなく、「災害」からの復興として進められていることが避難地域の復興を歪めているのではないだろうか。

上記でも述べたように、自治体は避難区域の見直しに際して必ずしも警戒区域を解除しないとイケないというわけではない。しかしすべての自治体が警戒区域を解除した。そこには(1)災害復興の原形復旧主義、(2)復興予算の有限性、という二つの問題がある。「災害復興」というルートに乗っているために、警戒区域を解除しなければ、除染やインフラ復旧などができない。復興メニュー自体が現地再建事業を主とする傾向がある。加えて政府の支援に頼らざるを得ない状況のなかで、警戒区域の解除が遅れば遅れるほど、復興予算がつかなくなるのではないかと、という危惧を自治体は有することになる。

しかし、区域再編をおこない帰還に向けて一歩踏み出したとしても、避難者が本当に帰還するかどうかは不明である。現に川内村や広野町など、比較的線量の低い地域においても住民はまだ戻っていない。上記でも述べたように、放射線被曝の問題がある。加えて、本当に復興計画通り

にインフラ復旧や商工業の再生が進むのか、という点も不安に思う人が多い。このように考えた場合今回の原発事故において避難自治体は、多くの人々が「戻れない」と言っているなかで、政府の帰還方針に沿って復旧・復興政策を進めているということになる。避難自治体は、政府と避難者との間に挟まれた形でジレンマに陥っているのである。

避難自治体は、住民が戻らないかもしれないという点に加えて、復興世論の圧力をも受ける。除染などに多くのお金が投入されているなかで、人々が帰還しなければ「復興予算を投じて意味はない」という批判を受けることになる。ただし、このような非難は原発避難者にも向けられ、避難者と受け入れ先住民との間で軋轢を生むことになる。戻れるようになってもなかなか帰れないなかで、ある避難者からは「（除染事業など）税金の無駄使いをしないでほしい」という声も聞かれた。

これから原発関連の税収が減少し、加えてなかなか人々が帰れないなかで自治体人口が減少してゆく。そういった中、原発事故後において、果たして避難自治体は復興計画に従って地域再生を実現できるのか。言い換えれば、長期にわたる持続可能な自治体運営は可能なのだろうか。

5. 原発事故からの復興と地域コミュニティの再生可能性

これまで区域再編後における避難自治体が置かれている構造的な条件について見てきた。そのなかで地域社会学として重要なのは、政府による区域再編や復興に向けた動きが地域社会ならびに地域コミュニティでの新たな分断を生み出しているという点への注目である。

第一に、これは各所で言われていることだが、同一自治体内での三区区分混在による地域コミュニティの分断・崩壊の可能性であり、それに対する政策的な対応の必要性である。富岡町と浪江町では三区区分の避難区域が混在しており、道一本隔てて区域が異なるケースが生み出されている。場合によっては行政区のなかでも区分が異なる場合さえある。当然、制度的には帰還可能なタイミングが異なり、それによって財物賠償額も異なる。

第二に、帰還者による地域コミュニティ再生が次に続く帰還を妨げる可能性である。ばらばらに住民帰還が進展するなかでは、早期に帰還し、復興に向けた活動に取り組む人間に正統性が与えられる状況が生ずる。例えば、放射線被曝に対する具体的なローカル・ルール構築などであり、コミュニティでのリスクコミュニケーションが形成されないなかでは、「早期帰還者の強み」が生み出される。「復興」に向けた取組みが新たな分断を生むことに目を向ける必要がある。これらは避難指示区域だけではなく、福島全域で生じていることである。ただしここでの記述は早期帰還者を悪者に仕立てる意図はない。そもそも追加被曝線量に対する国民的なリスクコミュニケーションが欠如しているなかで、その不在が地域コミュニティのレベルにおいて凝縮され、問題となって表れるということである。

地域コミュニティとそれを取り巻く構造を見てきた地域社会学では当たり前の話かもしれないが、地域社会学として重要なのは、復興に向けた「制度・政策」が人々・集団・活動においてどのように理解され、その結果としてどのような分断が生み出されているのかを明らかにすることだろう。

6. 新たな問題提起

しかし、単に被災した地域社会ならびに地域コミュニティの分断とその構造を描き出すことだけでいいのか。当日のシンポジウムでも議論されたが、調査した結果が報告書となって図書館に所蔵されるだけではない、本当に地域社会学がしなければならないことがあるのではないかと。ここでは二点指摘しておきたい。

第一に、被災した地域の新しい姿を積極的に提案していくことができないか、という点である。被災した自治体はやはり人口回復に固執し、その上で復興計画を立てる傾向にある。原発事故という未曾有の事態においても既存の地域社会制度のなかでの復興を強いられている。地域コミュニティの新しい制度設計について、行政学などでは「ヴァーチャル自治体と二重住民票」（今井，2013）、「空間なき自治体」（金井，2012）という新たな提案がなされている。そういった新しい制度設計の提案を地域社会学も考えるべきではないか。

第二に、地域社会ならびに地域コミュニティの長期にわたる「将来」に関わる仕事ができるのか、そのために政府や被災自治体など復興主体に対してどのような提言できるのか、という点で

ある。原発事故は、廃炉まで30年以上かかることから地域社会の復興に長期の時間を要する。ただし地方自治体ではこのような長期の地域計画を立てることはほぼ無理である。政府でさえできないだろう（そのような発想さえないだろうが）。ただし、地域社会学ではこれまで地域開発などを中心としてその地域社会への長期的影響を見続けてきたのであり、その枠組みのなかで予測できることをきちんと復興主体へとつなげてゆくこと、専門家・専門学会としての責任を果たすしくみを考えてもいいのではないか。

以上の事柄は無理を承知で書いている。ただし、地域コミュニティを一番よく知っている地域社会学がこれまでの培ってきた蓄積を政府や被災自治体へとつなげてゆく可能性について真剣に検討すべきと思われる。

1-11 シンポジウム 報告

復興のまちづくりはどうあるべきか——復興行政の視点——

佐々木晶二（内閣府大臣官房審議官（防災担当））

1 前提条件

自分は、昨年8月から、災害法制、復興法制の作業を行っていて、現場の実態に疎い部分がある。しかし、逆に、復興法制の全般を検討し、現在、国会に提出している「大規模災害からの復興に関する法律案」を提出した観点から、復興法制、復興まちづくりについての視点を検証する。

具体的には、大規模災害からの復興に関する法律案は、今後おこる東日本大震災クラス以上の南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの復興プロセスを規定する法律案だが、これが国会を通過して成立した場合においては、事実上、現在の東日本大震災の復興プロセスの検証のメルクマールになると考える。

（参考）大規模災害からの復興に関する法律案

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hourei/fukkou_houritu.html

内閣防災で検索→新着情報を下にドラッグ→大規模災害からの復興に関する法律案をクリック

2 個別論点

(1) 基本理念について

第3条（中略）当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、（以降略）

東日本大震災復興基本法においては、基本理念として第2条で、「二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指す」「地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決」など、極めて広い理念が語られていて、本来の復興の基本理念が明確となっていないと考える。

今回の法案においては、明確に「生活再建」と「地域における経済の復興」という二つを明記し、いわば、生活と生業を確実に回復させることが大事なことを法律に明記している。

復興については、復興のための基盤整備事業が注目されがちだが、本来は被災者の生活と生業、具体的には住宅や産業の復興が大事という観点からみたときに、東日本大震災の復興プロセスにおいて、その最重要な観点がどれだけ重視されているかについて、検証が必要である。

(2) 政府の基本方針について

第8条第2項第三号「特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興の基本となるべき事項」

東日本大震災においては、復興構想会議などの理念的な国の方針はしめされたものの、都道府県ごとの人口規模の現状及び予測、市町村単位の人口規模及び予測が示されなかった。このため、基盤整備事業などの前提となる土地利用計画についても、その人口フレームと関係のない、規模で計画されている可能性がある。

人口推計については、平時における都市計画制度の運用においても、現実には実施して

いないという議論もありえる。しかし、人口減少、少子高齢化の状況にあることについては、国立社会保障・人口問題研究所で最新のデータが市町村ごとに示されておりこれを参照することは当然に可能と考える。これを参照する努力が、現在の被災地において実施されていたかについて、きちんと検証する必要がある。

(参考) 国立社会保障・人口問題研究所推計

<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>

(3) 市町村が定める復興計画の計画事項について

第10条第2項第三号「当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本的方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して必要となるべき事項」

被災地における、市町村は、客観的な人口減少のデータとして、市町村別に国立社会保障・人口問題研究所の推計があるにもかかわらず、復興事業によって、その人口減少が屈曲して人口増加につながるといった極端な想定にとらわれていないか。仮に、そのような想定を意識的に避けていたとしても、過大な住宅地や工業用地を計画することは、実質的にそのような極端な推計をしたことと同じではないか。

第10条第2項第五号「復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項」

新たな基盤整備を行うことを中心とする復興整備事業については、その宅地や基盤の周囲に、住宅や工場、商業施設などの立地が進み、かつ、その立地が経営として成り立つ、持続可能なことが都市構造として必要である。

このため、この法案では、復興事業と一体となってその効果を増大させるために必要となる事務事業その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事務事業を規定することとしている。

被災地で作成した復興計画の中には、生活面、地域経済面の記述も散見されるが、基盤整備事業と一体となって、整合性とその効果をあげるという観点から、基盤整備と生活面及び地域経済面の事務事業との連携が実質的にきちんとはかられているかについてきちんと検証する必要がある。

(4) 市町村の復興計画の策定手続きについて

第10条第5項「特定被災市町村等は、復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」

今回の法律案においては、復興計画の作成にあたって、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を義務づけている。この書きぶりは、都市計画法における市町村マスタープラン、いわゆる都市マスと同じ手続きであり、条文の含意としては、都市マスの作成程度の丁寧な手続きを住民を求めるものである。

東日本大震災においては、復興計画自体は、特別法律上の根拠なく策定されたものであるため、その策定手続きについても明確でなく、住民の意向がどれだけ丁寧に把握されたかについては、市町村ごとにばらつきがあると理解している。被災後の市町村の人員不足などの理由から、復興計画の段階で住民の手続きがきちんとくみあげられていないと、復興整備事業の段階で、もめて結局時間がかかることにもなり、いまからでも、丁寧な住民意向の把握が必要と考える。

(5) 市町村の復興計画の技術基準について

第58条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

復興計画を策定するにあたって、注意すべき技術的な基準としては、市町村を越える区域での一体的な土地利用、施設計画が策定できているか、道路や公園、災害公営住宅などの市町村が管理する施設についての将来の維持管理費が市町村の将来税収の範囲にとどまっているか、土地区

画整理事業や市街地整備事業のように全額税金で行うのではなく、保留地処分金、保留床処分金が事業計画に計上されている場合に、当該事業自体が赤字になる可能性がないか、高台移転事業などについては、高台に居住する高齢者などについて移動の足、例えば、コミュニティバスなどを確保するとした場合の費用について、きちんと見積もられているかなどについて、きちんと復興計画及びその事業計画を策定するにあたってチェックする必要がある。

(6) 職員の派遣・斡旋について

第53条第2項 市町村長（中略）は、復興計画の作成等のため必要があるときは、政令で定めるところにより、関係地方行政機関の長に対して、当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

第54条第1項 都道府県等又は市町村長等は、復興計画の作成等のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、関係行政機関又は関係地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

土地区画整理事業や防災集団移転事業などの土木系の事業、災害公営住宅の建設などの建築系の事業に係る技術職員が、被災地の市町村にほとんどいないことから、関係する地方行政機関、地方整備局や、特に、他の大規模な市の技術職員を内閣総理大臣に斡旋してもらって全国的に人材を復興整備事業のために集中する必要がある。

東日本大震災においては、人材の斡旋などの規定がなかったため、総務省公務員部、国土交通省都市局、住宅局などが、ばらばらに都道府県や大規模市の技術職員の斡旋を行ってきたが、その対応が十分に行われているかの検証が必要である。

特に、阪神・淡路大震災の時には、神戸市などが、地元のまちづくり協議会に対してコンサルタントなどの専門家を派遣して、地元と神戸市との意見調整を行うという発想があったが、東日本大震災においては、そもそもまちづくり協議会という伝統もなく、また、地元の動きを反対運動ととらえて、市町村の担当職員がそれとの意見調整をこぼみ、ましてや専門家の派遣など考えもしないといった状況になっていないか、といった地元対応についての検証が必要である。

(7) 財政上の措置（プログラム規定）

第57条 国は、第三条の基本理念にのっとり、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のために特別な必要があると認めるときは、当該特定大規模災害の規模その他の状況を踏まえ、当該特定大規模災害の発生時における国及び地方公共団体の財政状況を勘案しつつ、別に法律で定めるところにより、当該特定大規模災害からの復興のために財政上の措置その他の措置を速やかに講ずるものとする。

東日本大震災においては、通常の公共土木施設の復旧事業とは異なり、全額国負担となっていること、復興交付金対象事業が40事業に限定されていることなど、復興基金が取り崩し型になっていることなど、様々な議論が行われている。復興交付金が使いにくいという議論と、全額国が負担するという議論は、表裏の話であって、むしろ一定額の地元市町村が負担する形にして、そのかわりできるだけ自由度をあげた交付金にするといった冷静な議論が必要である。

3 学会当日でのやりとり

(1) 質問1 都市計画コンサルタントだけではなく、社会学あるいは市民活動関係の専門家もセットで被災地に送り込むべきではないか。

都市計画コンサルタントはハードに偏る傾向があり、幅広く、地元の意見調整を行う観点から、社会学系の専門家の派遣も重要と考えている。内閣官房地域活性化本部の専門家派遣支援についても、都市計画に限定せずに、派遣費用の補助を行っていると理解している。

(2) 質問2 市民が首長を経由せずに、信頼できるコンサルタント、学者を見いだせるような仕組みは考えられないか。

現実の派遣者支援制度については、首長の推薦が条件になっていることから、その点は制度改

善の課題だと思う。首長の推薦の代わりになるような公共性の担保を学会が果たすなど、制度改善の可能性はあるのではないか。

(3)市町村は平時であっても、人口の将来見通しとか、土地利用方針をたてるのが難しいのに、復興の段階でそのような推計ができるのだろうか。

確かに平時においても、いろいろな思惑があって過大な人口推計をする場合も多いのは事実。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計をきちんと、押さえるということだけでも、高齢化の進展、人口減少の姿が明確にわかるので、それを基本として、復興計画をたてるという方針を国がたてるのが重要と考える。

1-12 シンポジウム 印象記

柴田和子（龍谷大学非常勤講師）

第38回大会シンポジウムは、「避難から帰村／移住へ——原発事故と津波による被災からの復興の思想と現実」と題して開催された。東日本大震災における被災地の状況を津波災害、原子力災害それぞれの研究者から、復興を支援し規制する政府側の見解を政策立案者から報告していただき、東日本大震災から2年が経過したからこそ見えてきた「復興」の現実を前にさまざまな立場からの「復興の思想」を問うことを主旨としたものであった。

第一報告の浦野正樹氏からは、「危険性の判断や認知／避難過程と避難生活／地域生活のイメージの再構築？」と題した報告が行われた。浦野氏の報告は、過疎・高齢化社会である津波被災地区において、救出・救助の局面、避難生活の局面、日常生活への回復へ至る局面を危険性の判断や認知への影響という観点から問い直し、津波被災地の「生活の早期の復旧&再建をどう実現するのか」と「地域生活の安全・安心をどう担保するか」の課題についてどのように考えていけばよいのかの道筋を示すものであった。

危険性の判断や認知の違いは、避難時には高齢者の避難判断の遅れを生み出し、避難生活の局面においては、住民層ごとの安全性担保に関する判断のズレを生み出し、日常生活を回復する局面では、安全対策としての防波堤や高台移転に関する議論に始終する姿を生み出す。このような危険性の判断や認知の違いが人々の生活や対応の方策及びその過程に異なるメカニズムを生み出してきたことを明らかにした。そのうえで、地域にどのような形のインフラを整備すべきかといった防波堤に関する議論に関しては、地域生活の仕組みの再構築や地域の存在意義、アイデンティティとも深く関連する事項だとしている。被災した各地域内での一定の枠内で合意形成を行い、それを踏まえた上で必要な地域支援は何かなど地域を越えたレベルでの理解が必要になってくるのではと述べられた。

第二報告は、高木竜輔氏の「原発事故における区域再編と地域復興」であった。原発事故からの復旧・復興を巡る課題の中で警戒区域ならびに計画的避難区域の区域再編を巡る問題が地域社会・地域コミュニティの再生に対してどのような影響を与えるのかについて報告された。区域再編過程が指し示す「復興」とは、避難自治体・避難者の早期帰還による原発事故の封じ込めであるという。政府は原発避難者に対して除染→住民帰還→賠償打ち切りという図式のもとに、住民が帰還することを前提として復興施策を講じている。避難自治体は、復興計画を立て、それに基づいて復興を進めていく予定であるが、政府による区域再編と賠償の枠組みが自治体の復興内容をほぼ規定している中で「創造的復興」を求められても選択肢が存在していない状態に陥っている。一方、原発避難者から見た復興は、放射線による被曝の問題すなわち「原子力災害からの復興」ではなく「環境公害からの復興」である。そのため、区域再編は帰還時期の目安となるものの帰還の判断材料にはなりえない。地域コミュニティに目を向けると、区域が三区区分混在する地域では、地域コミュニティが分断されて住民自治が不在となっている状況や、早期帰還者が次に続く帰還を妨げている現実もある。地域社会学に求められるものは、今も復興の過程で新しい分断が生み出されているという認識を持ち、住民なき状況下での強いられた「復興」を問い直すことであると述べられた。

第三報告は、内閣府大臣官房審議官佐々木晶二氏の「復興のまちづくりはどうあるべきか——復

興行政の視点」であった。佐々木氏は、東日本大震災発生時には財務省、その後国土交通省都市局で津波被災地の被害状況調査に携わり、現在は内閣府の災害対策法設計を担当されている。今回は、国会に提出した「大規模災害からの復興に関する法律案」作成の観点から、復興計画の問題点や復興まちづくりの在り方について報告していただいた。「大規模災害からの復興に関する法律案」は、阪神・淡路大震災、東日本大震災と続く次の大規模災害に向けてあらかじめ問題となっているものを明記しておきたいという意図から作成された。現在市町村が定める復興整備計画では、高齢化が急速に進んでいるにもかかわらず人口・土地フレームを無視した過大な区域・土地利用計画が策定されている。復興整備事業と言うハードの事業の効果を増大させるためには、各自治体で人口規模を考慮に入れながら将来の見通しを立てて、基盤整備と住民の生活及び地域経済の再建を統合した議論を行う必要がある。復興計画策定手続きに関しては、現行の復興計画では市町村の都市計画、農村計画に反映されてしまい、市民が立案できない状況である。地区防災計画を自治体の防災計画に入れ込むように、地区コミュニティレベルの計画を復興計画で策定できるような道筋を作ればと考えている。地域社会学との連携を取りながら地域コミュニティの可能性を模索していきたいと考えていると話された。

その後討論者である清水亮氏からは、縮小社会に入る日本において復興をどのように定義し、制度設計し、どのようなアプローチで行っていくかという点、社会学研究の立ち位置についての論点が出された。伊藤亜都子氏からは、多様で複雑性の高い災害復興まちづくりにおいて地域コミュニティとの関係など総体としてどのように捉え意思決定をしていくのか、復興は誰が進めているのかと言った主体の問題についての論点が出された。フロアからも、民主的合意形成手法、復興現場へのコンサルタント派遣についての質問などが出された。

それに対し浦野氏は、地域の中での合意形成の主体や方法について、複雑で流動的な事案の中で住民のポジショニングの違いをどう理解可能な状態にするか、そこを行政につなげていくのが難しい問題であるとしたうえで、現場において当事者の問題を整理し、フィクションの計画への呪縛から逃れさせ、話し合いの場を設けて復興現場で行われる合意形成のプロセスを理解し、それをまとめながら他につなげていく作業が必要なのではないかと応答された。高木氏も、コミュニティが下から立ち上がっていくことの困難性、置かれている問題状況の把握すらも困難である状況を指摘した上で、社会学者ができることは、避難者の置かれている状況を把握することであるとコメントした。佐々木氏は、復興は公共事業や土木ではなく住宅や経済の復興だと考えている。今こそ都市計画とか土木の背景ではなく、制約要因のない意見形成のやり方を模索し、地域コミュニティの合意形成をする必要がある。研究者は様々な被災地を知っている。そして政策立案者は現場のことを知らない。両者の連携により制度的なシステムも含めてこの機会に連携してやっていければとコメントされた。

今回のシンポジウムでは、「復興」をどう捉えるか、社会学の立ち位置についての議論が挙げられた。地域社会学外部者を含めた議論の中で、地域社会に個別に立ち現われる問題を全体的、総合的に捉え直して当事者にフィードバックし、別の次元の問題へとつなげていくことが社会学者に求められ、それが社会学としての強みであると改めて感じた。縮小社会における「復興」状況への認識については、私の認識不足で未だ像をなしていないが、このような災害の全体像を見る試みは、社会学こそが取り組まなければならない課題であり、今後も息の長い研究と議論の蓄積が必要であろうと感じた。

1-13 シンポジウム 印象記

今井 照（福島大学）

大会日程の最後となるシンポジウムは「避難から帰村／移住へ——原発事故と津波による被災からの復興の思想と現実」をテーマに開かれた。大会期間中の3つの震災関連セッションでの報告を踏まえながら、東日本大震災に対する地域社会学観点からの課題と方向性を議論することができたという意味で、厚みのある充実したシンポジウムであった。東日本大震災のインパクトは、どの分野においても避けられないが、一方、2年余りを経過して、社会的な関心が薄らいでいることも事実である。被災地にある大学に勤務しているものとして、大会全体を通じ、太い幹のよ

うに震災というテーマが取り上げられたことに、まずは感謝したい。報告内容についてはご本人の記事を参照することとして、ここでは報告と議論を通じて感じたことを整理させていただきたい。

■包括的、総合的議論のために

第一に印象深かったのは、東日本大震災全体を包括的、総合的にとらえたいという意思が随所に感じられたことである。地域社会学の肝が個々のケーススタディにあることは疑いないが、それらを貫く視点や原理を見出す作業を欠くわけにはいかない。このテーマでいえば、黒田由彦研究委員長がシンポジウムの解題として掲げ、討論者の清水亮氏が真っ先に問うた「復興の思想」ということになろう。

包括的、総合的に把握するためには、一見、遠回りにみえるが、体系や分類を整理し、それぞれがどのシーンで議論をしているかを確認するといった作業も必要になる。よくいわれるように、東日本大震災は地域ごとにその実相が大きく異なるからである。たとえば「復興」ということばそのものも、シーンによって理解は異なり、課題も異なる。高木竜輔氏が、原発災害については「環境公害からの復興」として考えるべき、と提起されたのは、ひとつの重要な論点になるだろう。

私見によれば、東日本大震災は次のように分類できる。1-1 地震（内陸）、1-2 地震（液状化）、2-1 津波（市街）、2-2 津波（農地）、3-1 原発（避難）、3-2 原発（非避難）、3-3 原発（情報災害）。さらに小分類も可能であるし、複合もある。これに対して、行政、地域、市民活動等のアクターを挿入したり、震災前後の時系列を挿入することも可能だ。こうしてマトリクスを考えると、私たちの関心は、2-1 と 3-1 に集中しているということがわかる。たとえば、2-2 に該当する広大な農地の原野化と農村集落の実質的解体など、依然として研究の空白領域があるということにも気づかされる。ひとりひとりの力は限られているが、学会全体として、あるいは学会を越えて、チャレンジする可能性はまだまだ多岐にわたると感じた。

■専門家には何ができるのか

第二に、専門家の役割が議論の俎上にあがった。午前中のセッションで黒田氏が、国土交通省主導の復興デザインができあがった構図を見事に描き出したが、管見の限り、福島原発被災自治体では、経済産業省の意図も貫かれていた。復興計画を策定する役場のセクションには、ほとんどの場合、経済産業省からの派遣職員がいて、農業工場等のよく似た産業復興策が盛り込まれたからである。

これらの「創造的復興」論が、阪神淡路大震災では、象徴的に神戸空港として体现されたように、今回の震災でも、佐々木晶二氏が指摘するように「過大な事業計画」となっていることは事実であろう。しかしそれは、自治体の財政規律破綻というよりはむしろ、平時からの国一自治体関係の病理がここにも表れていると理解すべきではなかろうか。

会場から田中重好氏が指摘したように、国土交通省派遣のコンサルタントと住民意向の齟齬という現象のみならず、急造された復興庁の職員は各府省からの派遣職員で構成されており、また具体的な実務には、民間企業からの派遣職員やコンサルタント等からの転職者が就いているケースも少なくない。災害復興学会の会長の室崎益輝氏は、「今回は、多額の復興計画作成予算が計上されたこともあって、それに群がるように多数の専門家集団が被災地の行政機関に押し寄せる状況」にあり、これらの専門家は「被災者の声を聞くこともせず行政の言い分だけを聞いて、計画をつくっている」「復興に関わるまちづくりの専門家やコンサルタントの思い上がりや無知のなせる業だ」と批判している（関西学院大学災害復興研究所ニュースレター「FUKKOU」19号）。

仕事柄、私は各地の自治体職員の本音を聞くことも多いが、集落ごとにいろいろな大学のいろいろな先生が入って、それぞれの信念でビジョンを作っているから、町全体としてなかなかまとまらない、と嘆いていた職員もいた。しかしそれでもなお専門家の役割はどこかにあると考えるべきだろうから、この非常時にそれをどのように発揮したらよいのか。また、地域社会学のように、どちらかといえば、生々しい状況から一歩ひいたところで、制度と実態との乖離を調査することを得意とする場合、清水氏が指摘したように、これらの蓄積が活かされているのか、という

問いにもつながる。

■合意形成の範囲をどのように考えるか

第三に印象深かったのは合意形成のプロセスや、それに伴って、どこにコミュニティを設定するかという課題である。佐々木氏が慨嘆したように、神戸では通用したまちづくり協議会等の都市計画的な合意形成プロセスが、今回の震災では機能していない。それはなぜなのか。災害の相違か、地域性か、時代性か。私見では、その要因は、合意形成の単位と目されるコミュニティの性格や範囲を、この地ではとらえきれていないからではないかと思われる。

政治・行政的には30年以上も、市民参加に関する理論と経験の蓄積があり、民主的なプロセスを経た理想的な合意形成は「妥協」として成立することが知られている。妥協である限り、合意形成に参加したアクターはいずれもが不満を抱えている。不満を乗り越えて合意が成立する要因は、手続きの正統性と、相互理解にある。賛同はできないが彼の立場も分かる、という状況にならないと合意は成立せず、離脱をするか、徹底抗戦をするかに至る。この相互理解可能な範囲が「コミュニティ」と称されているものであるが、この地では、都市的な理解からイメージされる行政区画でもなければ、狭義の地縁性ですらないのかもしれない。

身近な原発避難自治体に限っていえば、実態は「移動する村」に近い。「移動する村」とは、幕藩体制期に、干ばつ等の自然災害により、村ごと移動した歴史的事例である。今回の震災では、葛尾村のように、明治以降市町村合併をせず、奇跡的にも行政区画と「村」が一致する場合や、住民は全国に拡散しているにもかかわらず、避難元の地域社会を核にネットワークされているような事例に出会うとそのように感じる（『年報村落社会研究』49集掲載予定の拙稿参照）。

討論者の伊藤亜都子氏が指摘するように、多様性、総合性、重層性、複合性といった地域社会学が取り組んできたテーマからコミュニティをどのようにとらえるのか、あるいは、とみおか子ども未来ネットワーク主催による多層的なタウンミーティングの経験などから、それらをどのように合意形成へつなげられるのか、といった、きわめて実践的な解が求められている。

■「復興の思想」を問う

シンポジウム全体の問題提起に翻って、「復興の思想」について考えてみるならば、「大規模災害からの復興に関する法律」案に示されているように、「生活再建」と「経済復興」という二本立ての基本理念にこそ瑕疵があるのではないかと。経済復興一般を否定するわけではないが、日本の国土のいずれにも産業や雇用がなくてはならないという発想は、都市的な机上の規範ではなかろうか。復興が中間貯蔵施設の建設にすり替わりかねない原発災害地域を含め、経済的側面ばかりではなく、社会意識的にも世情が「バブル」に突入しつつある現在、震災復興が、被災地だけの課題としてしか認識されていないことに、危機感を覚えざるをえない。もっと広く、もっと深く、震災に学ぶべきことがたくさんあるということを実感させられたシンポジウムであった。

2. 理事会からの報告

2012年度地域社会学会第6回理事会は、2013年5月11日（土）12時10分から13時20分まで立命館大学朱雀キャンパス多目的室2で開催されました。ここでは報告事項として8件、協議事項として5件が議論されました。報告事項の詳細は各委員会報告等をご覧ください。

出席者：鯨坂学、有末賢、浦野正樹、大久保武、小内純子、黒田由彦、齋藤康則、清水洋行、清水亮、杉本久未子、田中重好、中西典子、西村雄郎、西山志保、室井研二、山下祐介、横田尚俊、藤井和佐

報告事項

1. 研究委員会報告
 震災特別委員会報告
2. 編集委員会報告
3. 国際交流委員会・ISA-RC21 担当報告
4. 学会賞選考委員会報告

5. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会報告
6. 社会学系コンソーシアム担当報告
7. 第38回大会開催事務局報告
8. 事務局報告

協議事項

1. 入会の承認（11名）、退会の承認（4名 ※2012年度分会費納入済み）。
入退会承認後会員数408名（一般会員347名、院生会員55名、終身会員6名）。
2. 学会賞選考委員会委員の選任について
小内透、田中重好(再任)、西村雄郎、橋本和孝
(継続：岩崎信彦、西山八重子、似田貝香門、吉原直樹)
3. 2012年度決算について 承認(10.参照)
4. 2013年度予算について 承認(10.参照)
5. ISA 世界大会 RC21での報告における若手交通費支援の条件について
条件の詳細をつめたうえで次回理事会にて最終案を協議することとした。

(藤井和佐)

3. 総会報告

5月11日(土)17時50分～18時45分まで、立命館大学朱雀キャンパス4階大講義室(ホール)で、地域社会学会賞表彰式、総会が開催されました。

総会では、座長の選出につづき、会長挨拶、研究委員会報告、編集委員会報告、国際交流委員会報告、地域社会学会賞選考委員会報告、地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会報告、事務局報告が行なわれました。事務局からは、会員名簿の発行と復刻版『地域社会学会会報』が刊行されたことが報告されました。

次いで「2012年度会計決算報告」が杉本久未子財務担当理事から行なわれ、谷口浩司監事から正確に執行されていたとの監査報告があり、承認されました。さらに、「2013年度予算案」が原案通り承認されました。

第39回大会については、2014年5月10-11日、早稲田大学で開催されることが鯨坂学会長から報告され、開催校の浦野正樹会員から挨拶がありました。

(藤井和佐)

4. 研究委員会からの報告

昨年に始まる今期研究委員会では、「ポスト3.11の地域社会」というテーマを掲げ、研究例会を企画してきましたが、1年間の研究活動の一つの集約の意味も込めて、5月に開催された学会大会においてシンポジウム「避難から帰村/移住へ—原発事故と津波による被災からの復興の思想と現実」を企画・実施しました。いかがだったでしょうか。会員の皆様から率直なご批判、ご意見をお聞きし、2013年度の研究企画に反映させていきたいと考えています。是非、krd@nagoya-u.jp(黒田由彦)までご批判、ご意見をお寄せ下さい。

2013年度の最初の研究例会は、そのシンポジウムの総括を当日司会をご担当いただいた吉野英岐先生(岩手県立大学)に行ってください。タイトルは「震災から2年後の復興の思想と現実をめぐって」です。

もう一つの報告は、田中重好先生(名古屋大学)にご登壇いただき、「防災対策のパラダイム転換」と題する報告を行っていただきます。災害社会学の立場から従来の日本の防災対策をラディカルに批判し、パラダイム転換の必要性を説くとともに、ではどう転換すべきかを議論する内容だとお聞きしています。大会シンポジウムでは、いま進んでいる復興が孕む限界について議論されましたが、それと通底する論点を含むものではないかと考えています。

みなさまのご参加をお待ちしています。

(黒田由彦)

5. 編集委員会からの連絡

年報第 25 集が刊行され、立命館大学での大会時にお披露目となりました。編集過程では多くの方にご協力いただきました。ありがとうございました。事前会費納入がお済みの方には大会時に配布されたと思いますが、それ以外の会員には会費納入確認後に送付となります。

早速ですが、編集委員会は第 26 集の編集に取りかかります。まずは、年報第 26 集に向けた自由投稿論文等の原稿募集です。下記の要領に従って御投稿の準備をお願いします。昨年度は多くの投稿を頂きました。今年度も引き続き、皆様の積極的な投稿をお願いいたします。なお、投稿規定や執筆要領については学会 HP に最新版が掲載されていますので、投稿前にはそちらをご確認下さい。

1-1. 地域社会学会年報第 26 集（2014 年 5 月刊行予定）原稿の募集について

年報の原稿を次の要領で募集します。ふるってご応募ください。自由投稿論文については、レフリー審査、原稿修正の要請等のスケジュールを配慮して、他のカテゴリーの原稿に比べ締め切りが早くなっておりますので十分ご注意ください。原則として期限を過ぎて提出された原稿は受け取りません。こちらもご注意ください。

なお、論文は年報末尾、学会 HP に掲載されている投稿規定、執筆要領を十分にふまえて提出してください。また、自由投稿論文については下記 1-2. の論文審査規程に基づいて論文審査を行いますのでご参照ください。

<自著・自訳書・編著書紹介><ビューポイント><名著再発見><研究紹介>のコーナーについても積極的に投稿をお願いします。とくに、編著書については、書評の対象からはずすことが多いので、この紹介コーナーをご活用くださるようお願いいたします。

原稿募集要領

1. 自由投稿論文：年報掲載時に 14 ページ以内（1 ページは 40 字×35 行で、1,400 字）。本文・図表・注・引用文献の分量は、年報掲載時に 13 ページ以内となる 18,200 字（400 字詰め原稿用紙 45.5 枚）に収まること。

自由投稿論文の締め切り、2013 年 9 月末日（必着）

2. 編著書・自著・自訳書紹介：年報掲載時に 2 ページ以内となる 2,600 字（40 字×65 行で、400 字詰め原稿用紙 6.5 枚）に収まること。

3. ビューポイント・名著再発見：年報掲載時に 4 ページ以内となる 5,400 字（40 字×135 行で、400 字詰め原稿用紙 13.5 枚）に収まること。

2 及び 3 の原稿の締め切り、2013 年 10 月末日（必着）

4. 原稿は、まずハードコピーを編集委員会委員長宛に 1 部お送りください。あわせて、別紙に氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスを明記してください。同時に、メールの添付ファイルで原稿の電子ファイルをご提出ください。

5. 年報の紙型は A4 版となります。

6. また、自由投稿論文については 300 語程度の英文要約を掲載することになります。英文要約は、編集委員会で論文審査が終了した後に提出していただきますので、ご注意ください。

7. 原稿の提出先

〒277-8563 柏市柏の葉 5-1-5

東京大学大学院 新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻

清水亮（編集委員会委員長）宛

E-mail:rshimizu@k.u-tokyo.ac.jp

1-2. 地域社会学会年報「自由投稿論文審査規程」について

地域社会学会編集委員会は「自由投稿論文」の審査基準を明示化するため「自由投稿論文審査規程」を一部改訂し、下記に示すとおりとしました（改訂箇所は「2）論文の判定段階」の内容です）。編集委員会は、年報に掲載するため投稿された自由投稿論文をこの規程をもとに

論文審査を行い、掲載の可否を決定します。

「自由投稿論文審査規程」

地域社会学会年報は「地域社会の研究および研究者相互の協力を奨め、その発達普及をはかることを目的」（地域社会学会会則第2条）とする、地域社会学会が刊行する定期刊行物です。年報編集委員会は、自由投稿論文がこの目的にかなった論文であるかどうかを、1) 2名以上の審査委員が相互に独立して7つの観点から行った論文審査の報告をうけ、2) その結果を総合的に判断してA～Eまでの5段階で年報掲載の可否を決定します。

1) 論文審査の観点

1. 研究目的、課題設定、結論がいずれも明確であること。
2. これまでの地域社会学的研究やその他の先行研究を十分に理解し、それらとの関連性を明確にしていること。
3. 調査データや参考文献を適切に収集・利用していること。
4. 結論にいたる過程で概念、用語を適切に利用し、論理的に記述していること。
5. 適切な文章表現を行い、字数制限を守っていること。
6. 調査実施、資料収集、成果の公表等にあたって倫理上の問題がないこと。
7. 地域社会学会年報に掲載する論文として学術的な意義や独創性をもっていること。

2) 論文の判定段階

- A. 投稿論文のまま掲載できる
- B. 投稿論文を修正することで掲載できる
- C. 投稿論文の大幅な修正を行えば掲載できる可能性がある
- D. 投稿論文の全面的な修正が必要であり、今年度の年報への掲載は認められない
- E. 地域社会学会の成果として投稿論文は不適切なもので、掲載は認められない

なお、年報編集委員会はB・Cと評価されたものについては、問題点が修正されたことを確認して、最終的な論文掲載の可否を決定します。

また、審査委員の評価がA, B, Cのいずれかと、D, Eのいずれかに分かれた論文については、新たな審査委員による審査を行い論文掲載の可否を決定します。

(清水 亮)

6. 国際交流委員会からの報告

5月の国際交流委員会から理事会への報告協議事項は、下記の2点です。

1) RC21のセッション応募の結果について

RC21セッションに関して、本学会から4本の応募をしました。非常に多数の応募があり、本学会から応募した中澤委員をchairとしたDisaster, Risk and Civil Society after March 11が採択されました。これからセッションへの応募が始まりますので、参加を呼びかけていくことが確認されました。

2) 国際学会参加に向けた若手研究者支援について

ISA横浜大会に参加予定している地域社会学会の若手研究者の交通費を支援することが決定されました。支給条件について、次回の理事会までに国際交流委員会でもう一度話し合いを行う予定です。

(西山志保)

7. 地域社会学会賞選考委員会からの報告

1. 2013年度の学会賞の選考が始まります。

- (1) 対象業績は、2012年6月1日から2013年5月31日までに刊行された業績。
- (2) 推薦期間は、2013年7月1日から9月30日の間。
- (3) 送付先は、吉原直樹選考委員長宛 (nyoshi@otsuma.ac.jp)に「開封確認要求」付きで送信してください。あるいは郵送してください。
- (4) 推薦委員による推薦のほか、自薦、他薦もあります。(なお、自薦の場合は、刊行物1点

を送付のこと)

(5) 書式は、①学会賞、奨励賞の区別、②対象研究成果の題目、発行年月日、発行所あるいは掲載雑誌名・巻号、③著者・编者・編著者の氏名、所属、職位・学年次、奨励賞の場合は、修士課程修了の有無と修了年月、④推薦者氏名、推薦理由(300字以内、簡潔なもので可)。

2. 学会賞選考にかかわる内規の追加・修正を行いました。

3. 2013・14年度の選考委員4名(田中重好[再任]、小内透、西村雄郎、橋本和孝[いずれも新任])が理事会によって承認されました。(継続委員は、岩崎信彦、西山八重子、似田貝香門、吉原直樹)。委員長は吉原直樹。

(古城利明)

8. 地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会からの報告

英文原稿、Message to the World Sociologists from Japan Association of Regional and Community Studies は、おかげ様で予定通り5月に完成しました。ただし英文原稿はNative Check前のもので、Native Checkは社会学系コンソーシアムで一括して行うことになっています。社会学系コンソーシアムでは、原稿の扱いについて以下のような見解を示しております。残念ながら2014年初夏までは公開できないことをご了承ください。

1、原稿は、「メッセージ」編集委員会が責任を持ってあずかり、最終成果に仕上げようとしている途上のものであること。

2、完成されたさいにも一次的な著作権は編集委員会に属するものであること。

3、著作物制作の基本ルールとして最終成果完成までホームページ・会報等における掲載も不可となっていること(日本語草稿も含む)。

(橋本和孝)

9. 地域社会学会第38回大会会計報告 (略)

(中西典子)

10. 地域社会学会2012年度決算報告ならびに2013年度予算

(会計年度5月1日~4月30日)

(略)

11. 事務局からの連絡

<2013年度の会費納入のお願い>

新年度に入りましたので、2013年度の会費納入をお願いします。一般会員は、6,500円(年報代含む)、院生会員は、5,000円(年報代含む)です。同封の郵便振替用紙に会員ご本人の氏名・ご所属を明記のうえ、納入くださいますようお願い申し上げます。振り込まれた方には、年報25集をお送りします。

また過年度会費未納の方は、未納年度の会費もお振り込みくださいますようお願いいたします。お振込いただいた方には、当該年度の年報をお送りします。

会則第6条2に「継続して3年以上会費を滞納した会員は、原則として会員資格を失うものとする」とありますので、ご注意ください。

なお、納入しているにもかかわらず請求書が届きましたら、事務局までご一報ください。

<2013年度研究例会の予定>

※日程や会場の変更もあり得ます。最新の情報は学会WEBサイトでご確認ください。

第1回 6月29日(土) 14時~17時 立教大学池袋キャンパス

第2回 10月5日(土) 14時~17時 明治学院大学白金キャンパス

第3回 12月14日(土) 14時~17時 同志社大学今出川校地

第4回 2014年2月8日(土) 14時~17時 東京大学本郷キャンパス

12. 会員異動 (略)

13. 会員の研究成果情報(2013年度・第1次分)

2012年以降の研究成果に関する情報を募集します。同封の用紙(地域社会学会 WEB サイトから MS ワード版がダウンロードできます)の情報を、事務局宛のメール(あるいはファックス)でお送りください。ご協力よろしく申し上げます。

万一、情報を提供したのに掲載されていないなどの手違いがございましたら、事務局まで御一報くださいますようお願いいたします。

[本号掲載分は2012年以降に刊行、2013年5月25日までに情報提供があり、過去の会報の研究成果情報に掲載されていないものに限る。口頭発表は除く。]

2012年著作

蓮見音彦『現代日本の地域分化——センサス等の市町村別集計に見る地域変動ダイナミクス』東信堂、2012年7月

目黒依子・矢澤澄子・岡本英雄編『揺らぐ男性のジェンダー意識——仕事・家族・介護』新曜社、2012年7月

2012年論文

大西康雄「地域論点への意見形成における属性効果とネットワーク効果の比較研究：山梨県一地域の地方政治ネットワークを事例に」『山梨国際研究』(山梨県立大学国際政策学部紀要)、第7号、2012年3月

鈴木鉄忠「国境を踏み固める小道(3)——追悼におけるイストリア故国喪失者の“わたしたち”」『社会科学研究所年報』中央大学社会科学研究所、第16号、2012年7月

小林甫・藤本武・内田和浩・谷川松芳「北海道占冠村における『熟議』の取組み研究実績報告書」平成23年度文部科学省委託事業「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究『事業実績報告書：社会教育でつくるふるさとの未来予想図プロジェクト事業、“熟議”で地域に新しい風を起こそう』、2012年3月

小林甫「南予宇和郷における住民自治組織と基礎自治体——その歴史的展開に見る住民自治行為の文化的な基盤」日本村落研究学会編・発行『村落社会研究ジャーナル』第37号(第19巻第1号)、2012年10月

詹雅琪「地域開発と地域住民生活の変化の諸相に関する調査研究——台湾・宜蘭県『雪山トンネル』開通の影響をめぐって」『中央大学 大学院研究年報 文学研究科篇』41号、2012年2月

松宮朝「『サクセスフル・エイジング』と『農』の活動」『社会福祉研究』14、2012年7月

松宮朝「高齢者の『関係性の貧困』と『孤独死』・『孤立死』」『日本都市社会学会年報』30、2012年9月

松宮朝「地域ベースの共生論は外国人の社会参加に届くのか？」『理論と動態』5、2012年10月

山崎仁朗「鈴木榮太郎における『自然』と『行政』——『地域自治の社会学』のための予備的考察」『社会学評論』63(3)、2012年12月

2013年著作

碓井崧・松宮朝編著『食と農のコミュニティ論』創元社、2013年2月

小林甫『現代的教養Ⅰ 生活者生涯学習の地域的展開』(「大転換期と教育社会構造——地域社会変革の学習社会論的考察」第2巻、その1)、東信堂、2013年3月

小林甫『現代的教養Ⅱ 技術者生涯学習の生成と展望』(「大転換期と教育社会構造——地域社会変革の学習社会論的考察」第2巻、その2)東信堂、2013年3月

橋本和孝編著『縁の社会学——福祉社会学の視点から』ハーベスト社、2013年5月

2013 年論文

Kazutaka Hashimoto, Social Class Composition in Contemporary Vietnam, 渡辺憲正編『総合研究推進機構「東アジアにおける安全保障の研究」プロジェクト 2012 年度研究報告書』関東学院大学総合研究推進機構、2013 年 3 月

古平浩「『地域ブランド』による地域再生の方向——長野県千曲市における『信州千曲ブランド』の取り組みから」『地域ブランド研究』第 8 号、2013 年 2 月

松宮朝「都市における農の活動をめぐって」『愛知県立大学教育福祉学部紀要』61、2013 年 2 月

山崎仁朗「チューリング州とエアフルト市における地域自治に関する法的規定」『岐阜大学地域科学部研究報告』32、2013 年 2 月

2013 年その他

加藤泰子『高齢者就業・社会参画の拡大——担い手としての高齢者へ』（「高齢者就業・社会参画の拡大」研究会 研究調査報告書）（執筆担当：第 2 章～第 6 章）、2013 年 3 月

橋本和孝「地域社会学会における国際交流の展開」『日本における社会学関連学協会の国際化の現状と課題』京都大学大学院文学研究科伊藤公雄、2013 年 3 月

矢澤澄子「男性の家庭・地域参画の促進——男女共同参画拠点の役割に着目して」（独）国立女性教育会館編・発行『男女共同参画と男性——男性の家庭・地域参画を進める学習プログラムハンドブック』、2013 年 3 月

渡戸一郎「インドシナ難民の独自性と定住外国人としての共通課題」『外国人コミュニティ調査報告書 2』かながわ国際交流財団、2013 年 2 月

渡戸一郎「東日本大震災と災害・復興ボランティア活動——今後の課題を考える」『2012 年度成蹊大学公開講座講演録』成蹊大学、2013 年 3 月

14. 理事会・委員会のお知らせ

第 1 回研究委員会

日時 6 月 29 日（土）10 時 30 分～12 時 30 分

場所 立教大学池袋キャンパス 12 号館 3 階「社会調査研究室」

第 1 回編集委員会

日時 6 月 29 日（土）11 時～12 時 30 分

場所 立教大学池袋キャンパス 12 号館 3 階「共同研究室」

第 1 回国際交流委員会

日時 6 月 29 日（土）11 時 30 分～12 時 30 分

場所 立教大学池袋キャンパス 12 号館 3 階「打ち合わせ室」

第 1 回理事会

日時 6 月 29 日（土）12 時 30 分～14 時

場所 立教大学池袋キャンパス 10 号館 3 階 X302

第1回研究例会 会場案内
立教大学 池袋キャンパス 〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1

池袋キャンパス周辺地図

